

第 5 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時3分開議

午前11時42分休憩

午前11時49分開議

午後1時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第7号 平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算

議案第29号 平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第33号 平成20年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

議案第72号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県永青文庫常設展示振興基金条例の制定について

議案第74号 熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 平成20年度行財政改革の取り組みについて

② 熊本県教育振興基本計画（仮称）の策定について

③ 県立高等学校の再編整備等について

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 守 田 憲 史

委員 倉 重 剛

委員 松 村 昭

委員 小 杉 直

委員 平 野 みどり

委員 氷 室 雄一郎

委員 早 田 順 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 柿 塚 純 男

総括教育審議員兼

教育次長 新 井 久 徳

総括教育審議員兼

教育次長 石 井 二三男

教育次長 中 村 和 道

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

福利厚生課長 中 村 義 臣

高校教育課長 石 井 博 憲

義務教育課長 木 村 勝 美
 首席教育審議員兼
 学校人事課長 松 葉 成 正
 社会教育課長 遠 藤 洋 路
 人権同和教育課長 堀 田 浩一郎
 文化課長 梶 野 英 二
 体育保健課長 八十田 宏
 首席教育審議員兼
 施設課長 橋 口 正 治
 高校整備政策監兼
 高校整備推進室長 後 藤 泰 之
 警察本部
 本部長 横 内 泉
 警務部長 蝦 名 幸 二
 生活安全部長 徳 永 幸 三
 刑事部長 森 田 惟 信
 交通部長 黒 木 修
 警備部長 島 崎 政 廣
 参事官兼首席監察官 古 川 隆 幸
 参事官兼警務課長 松 本 一 幹
 参事官兼会計課長 吉 村 郁 也
 総務課長 吉 長 立 志
 理事官兼
 生活安全企画課長 山 内 誠 次
 参事官兼
 刑事企画課長 藤 井 勝 公
 理事官兼
 交通企画課長 浦 田 潔
 交通規制課長 木 庭 強
 理事官兼
 警備第一課長 中 尾 憲 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝
 政務調査課課長補佐 松 本 公 利

午前10時3分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第5回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本議会に付託された平成19年度2月補正予算と平成20年度当初予算及び条例等の議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、平成19年度2月補正について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、警察本部長、教育長からの総括説明は、平成19年度補正予算、平成20年度当初予算及び条例等の議案をあわせてお願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を願い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。

吉永委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただき、また新年早々に開催いたしました年頭視閲式には、大変お忙しい中、御臨席をいただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

それでは、今回、警察本部から提案しております議案の説明に先立ちまして、県下の治安情勢とこれを踏まえた本年の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年は、平成16年に策定いたしました「熊本県警察緊急治安対策プログラム」の最終年として、組織を挙げて治安回復に向けた各種施策に取り組んだ結果、刑法犯につきましては、認知件数が1万9,553件と、同プログラムを開始した平成16年から4年連続して減少し、平成4年以来、15年ぶりに2万件を下回ったところであります。

また、人身交通事故につきましても、発生

件数、死傷者数ともに前年と比べて大幅に減少し、特に死者数につきましては103人と、昭和56年と並び、昭和33年以降の最少数となったところであります。

このように、数字で見る限り治安は改善方向に進みつつはあるものの、昨年来継続している暴力団道仁会と九州誠道会の対立抗争は依然として膠着状態にあり、また、交通死亡事故も本年に入り再び増加に転じるなど、治安情勢はいまだ厳しい状況から脱し得たとは言いがたいところであります。

県民の皆様も、昨年秋に実施いたしました「体感治安に関する意識調査」において、半数以上の方が、「県内の治安はここ数年間で悪くなったと思う」あるいは「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答され、警察に対し体感治安のさらなる向上を期待されているところであります。

そこで県警察におきましては、緊急治安対策プログラムの実施結果を検証し、また先の意識調査で得られました県民の皆様のご意見・要望を踏まえつつ、本年から取り組む新たな治安対策として、「安全・安心くまもと」実現計画を策定するとともに、本年の運営方針を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」、サブタイトルを「地域社会との連携と協働」に設定したところであります。

お手元に、「安全・安心くまもと」実現計画」を配付させていただいておりますが、この実現計画には、犯罪の抑止として刑法犯認知件数2万件未満の定着、交通死傷事故の抑止として交通事故死者数100人以下、交通事故死傷者数1万5,000人以下、及び県民生活を脅かす犯罪の検挙として検挙人員の増加の、3つの基本目標を設定するとともに、これらの目標等の達成に向けて8つの重点推進施策を柱として、重点的に取り組む27の推進項目を掲げております。

県警察としましては、この実現計画の先にある県民の皆様が安全と安心を真に実感でき

る熊本を見据えながら、運営方針に掲げる「力強い警察」、そして「地域社会との連携と協働」の2つをキーワードに、実現計画に基づく各種取り組みを強力に推進することとしておりますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、警察関係の議案でございますが、今回提案しておりますのは、第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算。これは、警察本部費、装備費などに関し、補正予算総額6億1,848万円余の減額をお願いするものであります。

第23号議案平成20年度熊本県一般会計予算。これは、警察費総額424億4,106万円余をお願いするものであります。中でも、5カ年計画で整備を予定しておりました耐弾性の高い防弾ヘルメット・防弾盾につきましては、先の委員会におきまして殉職受傷事故防止の万全及びそれを通じた現場警察官の士気高揚を図るためにも早急な整備が必要であるとの御指摘を踏まえ、3カ年計画に前倒ししての整備をお願いするものであります。

次に、第75号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは、熊本市の住居表示整備事業に伴い、熊本南警察署の管轄区域の表記を一部改めるものであります。

次に、第76号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは、警察職員の特殊勤務手当の支給単価の見直しに伴い、関係規定を整備するものであります。

議案は以上の4件でございますが、これらのほか報告事項として行財政改革の取り組みに関する平成19年度実績がございます。

これら議案等の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉村会計課長 続きまして、予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

まず、1ページの第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算(第10号)についてでございます。

まず、公安委員会費の補正額の欄をごらんください。

13万2,000円の減額をお願いしておりますが、これは公安委員長の互選に伴い旧委員長が委員となられたことから、この委員に対し平成18年4月に改定された報酬単価が適用されたことによる不用額でございます。

次に、警察本部費の補正額の欄をごらんください。5億3,007万1,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費8億5,670万3,000円の減額は、職員給料等の過不足調整額でございます。

2の退職手当3億3,007万円の増額は、退職予定者の増による退職手当費の不足額及び退職手当債の充当に伴う財源更正でございます。

3の警察一般管理費343万8,000円の減額は、庁舎光熱水費等の不用額でございます。

次に、装備費で1,557万円の減額をお願いしております。説明欄のとおり、全額が警察装備品維持管理費で、警察車両の修繕料及び任意保険料等の不用見込額でございます。

次に、警察施設費で698万6,000円の減額をお願いしております。説明欄のとおり、全額が警察施設整備費で、宇城警察署城南交番用地の購入契約残額等でございます。

次に、運転免許費で479万4,000円の減額をお願いしております。説明欄のとおり、全額が自動車運転免許費で、I Cカード免許証作成用消耗品費等の不用見込額でございます。

次に、恩給及び退職年金費で406万7,000円の減額をお願いしておりますが、これは死亡

による支給対象者の減に伴う不用見込額でございます。

2ページに移ります。

警察活動費で5,686万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費777万8,000円の増額は、被留置者食糧費及び医療費の不足に伴う増額と、国庫補助金交付額の減に伴う現場活動用消耗品の減額等によるものでございます。

2の生活安全警察運営費は、風俗営業関係手数料及び銃砲・刀剣類関係手数料歳入の増額に伴い、一般財源を減額する財源更正でございます。

3の地域警察運営費524万3,000円の減額は、通信指令システムリース料等の入札残、契約残額でございます。

4の刑事警察運営費2,233万7,000円の減額は、刑事関係活動旅費の不用額でございます。

5の交通警察運営費3,706万5,000円の減額は、交通関係活動旅費及び放置車両確認事務委託料の不用額でございます。

なお、放置違反金歳入の減等に伴い、一般財源を増額する財源更正も、あわせて行っております。

以上を合計しますと、平成19年度2月補正予算総額は6億1,848万7,000円の減額となり、補正後の歳出予算総額は421億8,754万2,000円となります。

続きまして、3ページに移ります。

債務負担行為の設定についてでございます。これは、平成20年度の初めから役務の提供を受ける必要のある自動車保管場所調査委託及び免許更新時講習委託等、警察関係業務16件について、事項欄にありますとおり、5億7,503万9,000円をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。
○吉永和世委員長 それでは、続いて教育委員会からお願いいたします。

初めに、柿塚教育長。

○柿塚教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

来る3月1日に行われます高等学校の卒業式に際しましては、御多用中にもかかわらず吉永委員長を初め委員の皆様方の御臨席を賜りますことに、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。お世話になります。

また、県立高校の再編整備につきましては、12月定例会におきまして併設型中高一貫教育の導入に伴う施設設計費に係る債務負担行為の設定を御承認いただくとともに、すべての定時制高校へ単位制を導入することに伴います県立学校の授業料等徴収条例の改正案を可決いただきましたことに対し、感謝申し上げます。今後とも、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

では、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、平成19年度2月補正予算につきまして、第1号議案熊本県一般会計補正予算及び第7号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算並びに第11号議案熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算におきまして、総額21億8,000万円余の減額補正をお願いしております。

主な要因は、職員給与費の年間所要額の確定に伴う過不足額の調整及び国庫補助内示額の減によるものでございます。

また、高等学校施設整備事業等の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、平成20年度当初予算につきまして、第23号議案熊本県一般会計予算及び第29号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計予算並びに第33号議案熊本県育英資金貸与基金特別会計予算におきまして、総額1,616億3,000万円余をお願いしております。

また、熊本商業高校校舎改築工事等の債務負担行為の設定をお願いしております。

以下、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、教育振興基本計画推進事業ですが、教育基本法の改正を受け、県の教育振興に関する施策等を総合的に取りまとめた教育振興基本計画の平成20年度中策定に向け、取り組んでまいります。

就学前教育につきましては、大学と連携した幼稚園・保育所と小学校の接続期の研究などの地域指定事業や、幼稚園教員等の研修、幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携等を通じて、就学前教育の一層の振興・充実を図ってまいります。

学力の向上につきましては、児童生徒の学力を客観的に把握するためのゆうチャレンジの問題開発や、学力調査の実施を通して、指導上の改善点を明らかにしながら、研究会等を通じて教職員の指導力の向上を図ってまいります。

いじめ・不登校問題につきましては、いじめ対策検討委員会において、いじめの未然防止と早期発見、早期対応のあり方等を検討するとともに、不登校等対策委員会において不登校対策資料を作成し、各学校の取り組みを支援してまいります。

食育につきましては、本年度から任用いたしました栄養教諭の効果的な活用やリーダーの養成など、教職員の指導力の向上を図るとともに、保護者への普及啓発を通して、生涯にわたりみずからの健康管理ができる児童生徒を育成してまいります。

高校生の学力向上対策については、地域からのニーズの強い進学について、県立高校13校を重点校として指定・育成し、生徒一人一人の進学の夢を実現させるとともに、大学等への進学率の向上に努めてまいります。

また、高校受験にとらわれない、6年間にわたる効果的な一貫教育を行う場を提供し、

あわせて地域の高校の一層の活性化を図ることを目的に、宇土、八代両校に併設型中高一貫教育を導入することとしており、併設中学校設置のための施設設計等の準備を進めてまいります。

高校生の就職支援につきましては、望ましい勤労観、職業観の育成とともに、社会に貢献できる能力や態度の育成を目指して、高校生の就業体験、実践的な知識や技術を体得するための企業実習などを実施してまいります。

特別支援教育については、支援を必要とする子供たちが必要な支援を受けられるよう、その体制の整備、理解啓発、教員等の専門性の向上を図るとともに、学校、家庭、福祉等の関係機関との連携強化に一層努めてまいります。

社会教育については、家庭及び地域の教育力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

特に、地域と学校が連携し、学習活動や体験活動を通して、子供たちを健やかにはぐくむために、放課後子ども教室推進事業のさらなる推進に努めてまいります。

次に、人権教育につきましては、学校の管理職や人権教育担当者を初め、全教職員の基本的認識の確立と実践的指導力の向上に資するよう、各種人権教育研修の充実に努めてまいります。

あわせて、人権教育啓発資料の作成や社会教育における指導者の育成等を通して、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

文化財の保護につきましては、公共事業予定地における埋蔵文化財の発掘調査を国等からの委託を受けて実施してまいります。

また、新規事業といたしまして、阿蘇を初めとする世界文化遺産候補の登録に向けて取り組んでまいります。

そのほか、県立美術館永青文庫展示室の開

設に当たり、開館記念展を初めとする展覧会の開催や、常設展示される美術品などの調査研究等を行ってまいります。

学校安全につきましては、学校安全ボランティアの養成講習会や地域学校安全指導員による巡回指導等、地域社会全体と連携しながら、さらに推進してまいります。

子供の体力向上につきましては、各学校の運動の実践に基づく体力向上優良校表彰などによる啓発及び体力・運動能力調査結果の分析と活用に取り組んでまいります。また、主に中・高齢者の体力向上について、習慣的運動が体力や健康に与える効果の検証を進め、県民に対する周知・啓発等に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、菊池高校を初めとする4校の改築等に取り組むほか、耐震改修事業を計画的に行ってまいります。

条例議案といたしましては、第73号議案熊本県永青文庫常設展示振興基金条例の制定についてのほか2議案を提案申し上げておりますが、これらは県立美術館永青文庫展示室の開設に当たり、常設展示の充実を図るため、永青文庫常設展示振興基金を設置する条例等でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。初めに、課の説明に先立ちまして、総括的な説明を申し上げます。

各課長から、「執行残または節減」と説明することがありますが、これは工事その他入札の結果による執行残のほかに、県の厳しい財政状況を踏まえて、全庁を挙げて予算の効率的な執行に取り組んだ結果ということでございます。

それでは、教育政策課分について御説明いたします。「2月補正関係予算」とあります

説明書の2ページをお開きください。

教育委員会費8万3,000円の減額は、教育委員の交代に伴うものでございます。

事務局費3,350万4,000円の減額は、育児休業に伴う代替職員の採用や教育職から行政職への給料表異動等による職員給与費の増と、事務局運営費等の節減によるものでございます。

次の教職員人事費と恩給等の減額は、説明欄のとおりでございます。

以上、合計1,610万円余の減額です。よろしくをお願いいたします。

○中村福利厚生課長 福利厚生課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

事務局費でございますが、経費節減等に伴い34万7,000円の減額をお願いしております。

次に、教職員人事費でございますが、教職員住宅等管理費につきまして、経費節減に伴いまして70万円の減額、及び教職員住宅の家賃収入が当初の見込みよりふえましたことに伴い、610万9,000円の財源更正を行うものでございます。

あわせまして、教職員福利厚生事業費の節減等によりまして、30万円の減額をお願いいたします。

以上、総額134万7,000円の減額補正でございます。

次に、資料の18ページをお願いいたします。繰越明許費の設定についてでございます。人吉高等学校五木分校の移転に伴いまして、教職員住宅の建設をするものでございますが、用地につきまして五木村から借り受ける予定でございますが、用地の確保に不測の期間を要しました関係で設計がおくれまして、年度内完了が不可能になりましたことによりまして、平成20年度に繰り越しをお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。資料の方は、4ページをお願いいたします。

教育指導費は、599万円の減額でございます。これは、高等学校英語指導助手の交代人数が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、教育振興費につきましては、35万6,000円の財源更正でございます。これは、産業教育設備事業に対する国からの交付金の内示増に伴い、一般財源を減額するものでございます。

次に、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、40万4,000円の減額でございます。

次に、育英資金貸与基金特別会計繰出金は、2,335万4,000円の減額でございます。これは、育英資金の貸与のため、育英資金貸与基金特別会計に繰り出すものでございますが、特別会計の支出の減によるものでございます。

以上、一般会計につきましては、2,974万8,000円の減額でございます。

次に、資料の5ページの方をお願いいたします。

県立高等学校実習資金特別会計でございますが、水産高等学校費は40万4,000円の減額でございます。これは、実習に要する経費の減ということでございます。

育英資金貸与基金特別会計でございますが、1,641万5,000円の減額でございます。

主な理由は、途中退学者等による貸付金の減によるものでございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして総額4,656万7,000円の減額をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課長の木村でございます。資料6ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費9,033万4,000円、教育センター費78万9,000円、保健体育総務費75万6,000円、合計9,187万9,000円の減額をお願いしております。

まず、教育指導費でございます。1の学校教育指導費は、小学校英語教育推進事業等の国庫委託金の内示減等によるものでございます。

2の教育研修費は、指導力強化研修事業の研修指導員の採用減等によるものでございます。

3の児童生徒の健全育成費は、豊かな体験活動推進事業等の国庫委託金の内示減等によるものでございます。

続きまして、教育センター費でございます。これは、光熱水費等の経費減によるものでございます。

最後に、保健体育総務費でございますが、食育実践地域指定国庫委託事業の国庫委託金の内示減等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございます。説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、事務局費でございますが、3,536万3,000円の増額でございます。これは、教育委員会事務局職員の退職見込み者の増に伴うものでございます。

次に、教職員人事費でございますが、2億9,001万円の増額でございます。これは、教職員の希望退職者や自己都合退職者が当初見込みより増加したことなどによる退職手当2億6,493万7,000円の増額、管理運営費の経費節減による306万円の減額、教育職員免許法改正により、平成21年度から教員免許の更新制が施行されることに伴う全国教員免許管理システム開発のための免許事務費2,813万3,000円、これは全額国庫でございますが、この増額によるものでございます。

次の教職員費は、上段が小学校、下段が中学校分でございますが、小学校費については6億137万8,000円の減額、中学校費については4億3,633万5,000円の減額でございます。いずれも、教職員にかかる給与費の減、旅費の節減によるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

高等学校総務費でございますが、3億6,149万円の減額でございます。これは、教職員にかかる給与費の減によるものでございます。

次の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費の3項目は高等学校の管理運営費でございますが、全日制高等学校管理費が1,926万5,000円の減額、定時制高等学校管理費が97万円の減額、通信教育費が20万円の減額でございます。これは、いずれも学校運営費の節減によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、1億5,565万5,000円の減額でございます。これは、教職員に係る給与費の減、学校運営費の節減、就学奨励費の執行残によるものでございます。総額12億4,992万円の減額をお願いしております。

続きまして、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。18ページをお願いいたします。

教育総務費のうち免許事務費でございますが、平成21年度から教員免許の更新制が施行されることに伴い、全国教員免許管理システム開発のため平成19年度補正予算に計上し、早急に事業に取りかかる必要がありますが、事業の性質上、相当の期間を要するため次年度へ繰り越すものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。資料は、10ページでございます。

初めに、社会教育総務費7,245万6,000円の減額につきまして、主な理由を御説明いたします。

まず職員給与費ですが、社会教育課及び関係施設職員分の給与費の減に伴い、5,253万8,000円の減額を行うものでございます。

次に、地域・家庭教育力活性化推進事業費及び社会教育諸費の減額についてですが、これは放課後子ども教室推進事業の実施箇所数や実施回数が、当初の予定より減少したことが主な理由でございます。

そのほかは、国庫委託金の内示減及び経費節減等によるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

まず、図書館費でございます。主な補正理由でございますが、図書館職員分の給与の年間所要額の確定に伴う職員給与費の増、及び管理運営費の経費節減によるものでございます。トータルで197万1,000円の減額でございます。

青年の家費41万8,000円の減額及び少年自然の家費56万8,000円の減額につきましては、経費の節減によるものでございます。

以上、総額7,541万3,000円の減額補正でございます。御審議のほど、よろしく御願いたします。

○堀田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。資料の12ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、事業執行見込み減に伴いまして、総額46万3,000円の減額補正をお願いしております。

御審議のほど、よろしく御願いたします。以上です。

○梶野文化課長 文化課でございます。資料13ページをお願いします。

まず、文化費ですが、2億1,633万3,000円の減額をお願いしております。

減額の主なものとしましては、説明欄2の文化財調査費は、国などの公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査の経費でございますが、新幹線建設工事等に伴う発掘調査の調査範囲の減少などにより、1億9,974万9,000円を減額するものでございます。

なお、これらの経費につきましては、国などの事業主が全額を負担しております。

次に、3の文化財保存管理費の減額の主なものとしましては、(1)の文化財保存事業が市町村等が行う国や県指定文化財の保存整備事業の一部を県が補助する事業でございます。国庫補助金の内示減などにより、1,318万2,000円を減額するものでございます。

そのほか(5)の鞠智城整備事業は、歴史公園整備費に係る国庫補助金の内示減により1,165万円の減額でございます。

次に、14ページの美術館費でございますが、総額43万1,000円の増額をお願いしております。

主なものとしましては、説明欄1の職員給与費について、所要額の確定に伴い247万7,000円の増額をしております。

2の管理運営費につきましては、経費節減や執行残などにより、499万8,000円を減額しております。

5の美術品取得基金積立金につきましては、基金の運用利息の積み立てによる315万2,000円の増額分でございます。

次に、繰越明許費の設定について御説明します。資料の19ページをお願いします。

文化財保存事業費ですが、市町村等が実施する国や県指定文化財の保存整備事業の一部を補助するものですが、主なものは熊本市が実施する熊本城の屋根部分の保存・修理工事費について国の交付決定がおくれ、年度内完了が困難となったことにより繰り越すものでございます。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしく御願いたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。資料は、15ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として2,669万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員給与費の減と、通学路安全確保スクールバス活用推進事業等の国庫委託金の内示減等によるものでございます。

次に、体育振興費として836万4,000円の減額をお願いしております。全国スポーツレクリエーション祭の選手派遣事業の執行残等によるものでございます。

次に、体育施設費として1,171万円の減額をお願いしております。これは、体育施設広告募集事業に係る指定管理者の委託料の減等によるものでございます。

以上、総額4,676万9,000円の減額をお願いしております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○橋口施設課長 施設課でございます。資料は、16ページでございます。

学校建設費ですが、4億3,400万円余の減額をお願いしております。このうち主な内容を申し上げますと、説明欄の(2)校舎新・増改築事業、(5)その他施設整備事業、(6)身体障害者施設整備事業、及び(7)耐震改修事業、いずれも入札に伴う執行残及び節減でございます。

続きまして、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。資料は、19ページでございます。

高等学校費のうち高等学校施設整備事業ですが、菊池高校校舎等改築事業に係る繰り越しでございます。当事業につきましては、昨年度の関連工事の入札契約に不測の時間を要しまして、特別教室等改修及び第一体育館解体の年度内完了が困難となったため、2億6,900万円余を次年度へ繰り越すものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。小杉委員。

○小杉直委員 教育委員会の学校人事課長、7ページ、教育委員会の各課の説明を受けましたばってんが、減額は総計の21億円でしたかな。(「12億です」と呼ぶ者あり)学校人事課だけだろう。(「学校人事課で14億です」と呼ぶ者あり)教育長の説明で、全体で21億だったかな。

この中に、減額がほとんどの中で、希望退職見込み者の増で2億6,400万円余が出ておるですね。これは希望退職者が、見込みよりもふえたんですかな。

○松葉学校人事課長 そのとおりでございます。

○小杉直委員 そうすると、その理由はどぎゃんですか、見込みよりふえたという理由は。さまざまあるでしょうばってんが、どぎゃんが理由なんですか。

○松葉学校人事課長 希望退職は御家庭の都合、介護等が必要になったとか、御本人さんの病気治療のためというのもございます。そういったのが一番多いというふうに思っております。

○小杉直委員 給料が上がらないとか、手当が下がったとか、そういうことの原因は考えられませんか。

○松葉学校人事課長 少なくとも今回、増加している分については、そういうのはなかったというふうに思います。

○小杉直委員 大体、平成13年に財政健全化策をつくった後は、それ以前は不用額が相当ありまして、毎回毎回削るという方向で、ややもするとその中にちょっと余分というふうな傾向がなかったとは言えなかったわけですが、平成13年以降は絞るしこ絞って、絞ったタオルから水滴も出ないような状況の中で、教育委員会も県警も相当苦勞して絞ってあるというふうに思いますが。

県警の方にお尋ねですが、吉村会計課長。結局6億ぐらい減額したですね。どういうふうな方針とか心構えで、これだけ削りができましたか。

○吉村会計課長 御説明いたします。

委員御指摘のように、県の財政状況は極めて厳しいということで、昨年7月に、いわゆるサマーレビューという課題が熊本県警に対してもありまして、14.5%の削減と、これは人件費、義務的経費等は除くわけでございますが、そういった課題の中で、他方、県民の安全・安心を守るという治安インフラ、これにつきましては予算的な性格として義務的経費的な要素もあるものですから、一律に削減にはなじまないのではないかと。それから、大量退職期ということで、現場執行力の確保・低下ということが非常に懸念される状況もあるといったようなことで、当然さまざまな、回線使用料の見直しでありますとか、各事業の見直しを徹底してやりました。

その上で、先ほども本部長の方から報告をしましたが、一方で防弾ヘルメットでありますとか防弾楯、これは命にかかわる問題でもありますので、そういったものは緊急に整備をしなければいけない。それから災害につきましても、昨年之美里町での水害でありますとか、そういったものに対処するための装備も整備しなければいけない。そういったところで、削るべきところは削り、強化すべきと

ころは強化するというふうなことで、財政当局に説明を申し上げまして御理解を求めた結果、最終的には物件費が8%の減、人件費等におきましては給与の減額がございます、これは若手警察官と高年者の警察官と相殺をしますと相当額、8億程度の給与減額があります。他方、退職金については増というふうなことで、相殺しますとプラマイゼロ的な形で、プラス・マイナスはほとんどなくなったわけでございますが、物件費いわゆる事業費につきましては8%の減といったようなことでございます。それから投資的経費につきましては、水俣警察署の新築工事は途中でございます。ことしの10月に竣工予定でございますが、こういったものの予算が計上されておりますので、トータルとしまして、県警としましては約0.5%の減というふうな現状になっております。

○小杉直委員 わかりました。

教育委員会も教育問題の向上のためには、それだけの予算が要るわけですね。県警も、やっぱり治安対策のためにはそれだけの予算が要るわけですが、他方、減額せざるを得ないという予算状況の中ですね。

ここで私は、それぞれに増額をしたらどうですかと言いたいところですが、それは言えないという現状にあるわけですが、どうぞひとつ教育向上対策あるいは治安対策とのバランスをよく考えながら、今後とも推進していただきたいというふうに要望しておきます。わかりました。以上です。

○氷室雄一郎委員 警察関係でございますけれども、軒並み減額でございますが、退職手当は3億3,000万円でしょうかね。知事部局では、団塊の世代の大量退職は若干おくれるわけでございます。警察は若干早い大量退職の時代を迎えていると思うんですが、一番多い時期はいつになりますかね。

○松本警務課長 警務課長の松本です。

現在、大量退職時代に入っております、既に5年前から入っております。最も多い時期というのは、今年度からまた来年度にかけて、毎年大体120名近くが退職をしていくと。既に、これまでに1,000人ほど新たに人員が入れかわっております、また今後の5年間にさらに1,000名程度が入れかわるといことで、まさに委員御指摘のように、現在、大量退職の時代を迎えております。やや県よりも若干先に大量退職時代に入っているというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 人数的に一番多いのは、原則的には来年になるんですかね。

○松本警務課長 最も多いのが、平成19年度ですね、本年度です。120名近くになります。

○氷室雄一郎委員 来年度は、予測として…

○松本警務課長 来年度は、これより若干少なくなります、100名は退職人員となります。

○氷室雄一郎委員 そうすると、その補充といえますか、新しく採用されるのは人数的には変化はないわけですか。

○松本警務課長 当然、警察官の定員が3,030名という中で動いておりますので、この分の退職者に見合う数を採用していくということになります。

○氷室雄一郎委員 ことしと来年が一番多いんじゃないかということがございますけれども、きのうも警察の方にいろいろお話を聞いて、世代間のギャップといえますか、そうい

う面で非常に御苦労されているというお話を聞きました。やはり、ここ数年が一番難しい時代ではないかと思っておりますので、退職手当はふえるばかりで、ほかの財源は減っておるといことで、また若い方々の育成を急がなければならないというお話もお伺いしましたけれども、今後御努力をいただければと思っております。

○平野みどり委員 関連なんです、教育委員会も含めて退職手当が多いという中で、先ほど御家族の介護とかそういった事情でやめられる方たちも多いと。御本人が御病気とか、そういう部分も含めてということよろしいですか。

それで、ちょっと気になっているのが、平成18年度のデータで、数字をちょっと持ち合わせていないのですけれども、例えば熊本県の教育委員会の教職員の中で病氣療養中の方々がどれくらいいらっしゃるかという数字、そしてその中の精神的な疾患の方がどれくらいかという数字は今お持ち合わせでしょうか。平成18年度のは、出ていたような気がするんですけれども。

○松葉学校人事課長 19年6月2日現在の資料は今ありますけれども、全体で97人の方が休職をされておられまして、一般疾患がそのうち22、精神疾患が75という数字でございます。

○平野みどり委員 算数がすぐできないんですけれども、恐らく7割ぐらいかないと思われませんが、全国的な数字からすると、熊本県はメンタルヘルスの関係で病氣療養の方が多いですね。よそは6割台がせいぜいで、7割というのは、チャートを見たときにちょっと突出していたんですね。そういった部分で、若くして病氣療養になられて、一定期間を過ぎますと退職せざるを得なくなります、その

中でメンタル等で退職されている方たちも、この数字の中にはいらっしゃるということでしょうか。

○松葉学校人事課長 精神性疾患の場合はちょっと長期の治療期間を要するということがございますが、復職をされる方も結構多うございまして、休職から精神性疾患で引き続き退職をするというのは、数的にはほとんど覚えがない気がいたします。

○平野みどり委員 わかりました。少し安心しましたが、きちんと職場とかいろんな厚生関係の施策でサポートしながら、悪化しないで、まともな形の教職活動ができるようにしていただきたい。追い込まれてしまうようないろんな状況が、特に熊本県が率が高いということにあるのかなと思いますが、そこら辺をしっかりと分析をされて、まだ退職には追い込まれてはいないということなので少し安心しましたがけれども、重篤にならないように手当てをしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。(「済みません、もう一つ」と呼ぶ者あり)はい、平野委員。

○平野みどり委員 ちょっと私もわからないので教えていただきたいんですが、その免許費のところですけども、教職員の免許制度、これは結局更新をしていって、それに合わない場合は職場を出ていただくとか、教職活動ができなくなるというような形になっていくわけでしょうか。

○松葉学校人事課長 10年の免許更新制ということになります。基本的には、更新時期の来る年の前2年間で、大学等で単位等を取っていただくというような形ですが、大学等で

試験の結果等で落ちるということもあるやに聞いていますが、ほとんどは受講されれば通られるんじゃないかというふうに思っております。

○平野みどり委員 ちょっと言い過ぎのような……。要するに、結局、日常の教職活動をしている中で、さらに時代に合うような形の教育ニーズも含めて、一定期間研修をしていただくようなそういう仕組みで、それで確認をしながら、さらに教職活動をしていただくかどうかということを見極めるというようなことでしょうか。ふるいにかけるための免許制度だということところがちょっとですね。

○松葉学校人事課長 教育再生会議の中で、そういうふるいにかける、不適當な教員を排除するという論理で主張されたこともありますが、結果的には委員がおっしゃったように知識等のリニューアルという形でやっていくということで、今の制度は成り立っているところでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○柿塚教育長 委員長、ようございますか。先ほどの、ちょっと我々の立場を越えて課長がちょっと発言したようにあるんですが。

国レベルで全国のいわゆるそういう基準が異なると、各都道府県はまたばらばらになるものですから、そのガイドライン、いわゆる評価の観点の到達度、そういうものを今から国が示してきますので、それに基づいて大学が講座を、項目はもう決まっておりますが、そういうものでやって、この先生はここまで到達した、こういうレベルを持っていると判定されたら「丸」というような感じになる予定になっております。すべて受けたら「丸」ということではありませんので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

それと一方、いろんな民間の方々に教育活動にかかわっていただくような流れも出てきてはいますけれども、そこら辺の免許の整合性ということに関しては、今後どうなっていくんでしょうか。

○柿塚教育長 現在も、先ほどの一般の質問でも私は部分的にお答えした面があるわけですが、ごさいますけれども、その面は今までと同じように、いわゆる特殊免許という方法もあるし、免許がなくても担任の先生がついておれば、今までと同じように地域の料理とか地域の伝統文化、そういうものを近所のじいちゃん、ばあちゃんが来て先生のもとで指導していただく、そういうものは今からもどんどんやっています。そういう意味においては、免許とはちょっと離れた部分もあるわけですが、ごさいます。

しかし、特別免許状で民間の方の専門的なものをお持ちの方を雇用して、そういう方を、例えばIT関係で非常に詳しい方が早くやめられた、そしていろんな都合で熊本に帰ってこられた、すごい方がおられる、そういう人を使わん手はないじゃないかということで、うちとしては特別免許状を交付して、その方を工業の電子なら電子、機械なら機械、建築なら建築、そういうところに雇用していく、そういう方法等も、そういう数の確保的な、標準的な考え方でも大体緩やかになってきておりますので、それはもう十分やっているとっております。

○平野みどり委員 基本的には、その流れを私は否定するものじゃないんですね。ただ、現場の感覚をしっかりと持っていただくという部分は、特別の免許ということであっても十分大事だろうというふうに思っていますので、今後、現場でのあつれき等が生まれな

ように、そこら辺は十分見ていただきたいなというふうに思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第11号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号ほか2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか2件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成20年度一般会計当初予算及び条例等の議案について、審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に、執行部の説明をお願いします。吉村会計課長。

○吉村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

第23号議案平成20年度熊本県一般会計予算の警察費につきましては、まず資料6ページをごらんください。

本年度欄に記載しておりますとおり、警察費総額424億4,106万5,000円をお願いしております。

それでは、資料1ページに戻っていただきまして、内容について御説明いたします。

まず、公安委員会費総額791万円は、公安委員会の公安委員の報酬及び公安委員会の運営に必要な経費でございますが、報酬単価の改定により減額となっております。

次に、警察本部費総額356億2,372万5,000

円は、職員の給与、警察業務の管理等に必要な経費でございます。

次に、順次主要な項目について御説明させていただきます。

説明欄3の警察一般管理費のうち、(19)の警察統合OA整備費は、警察官増員分のパソコン等機器の増強整備、既設機器の維持管理、操作情報データベースシステムの改修など、警察行政のOAシステム化を図るための経費でございます。

(23)の遺失物管理システム整備事業は、昨年12月10日に改正遺失物法が施行され、本県から他県に対する貴重な拾得物件に関する情報の通報や、インターネット等の利用による拾得物件に関する情報の公表など、遺失物の取り扱いに関する新たな制度が義務づけられましたことから、新たに導入しました遺失物管理システムの維持管理に要する経費でございます。

2ページに移ります。

整備費総額5億6,285万7,000円は、県警保有の車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理、資機材の整備及び各種警備活動に必要な経費でございますが、犯罪捜査及び救命救急活動並びに警備活動等に活用しておりますヘリコプターの法定点検に要する経費が増となっております。

説明欄の警察装備品維持管理費のうち、(4)の装備品維持管理費は、平成19年度9月補正予算で認めていただきました防弾資機材の整備につきまして、本県を含む九州北部で発砲事件が続発している情勢等を踏まえ、5カ年から3カ年に整備計画を短縮しております。

次に、警察施設費総額14億7,349万3,000円は、警察施設の整備及び維持管理に要する経費でございます。

説明欄2の警察施設整備費のうち、(3)の新水俣警察署庁舎整備事業は、平成19年度に債務負担行為を設定しております庁舎新築工

事等2カ年目に要する経費でございます。すでに昨年10月に着工しており、本年10月に完成を予定しております。

(4)の警察施設整備費、これは宿舍借り上げ事業でございますが、これにつきましては、御船警察署及び宇城警察署管内に、民間から宿舍を借り入れることで、宿舍不足への対応及び警察職員の有事速報体制の確保を図るものでございます。

3ページに移ります。

運転免許費総額10億4,328万8,000円は、運転免許業務に必要な経費でございます。

運転免許証の偽造防止とプライバシーの保護を図るために、本年1月4日から導入しておりますICカード免許証の発行等に要する経費が増となっております。

次に、恩給及び退職年金費総額1億3,288万8,000円は、昭和37年11月30日以前に退職しました警察職員及びその遺族に対し支給する恩給及び扶助料でございます。

4ページに移ります。

警察活動費総額35億9,690万4,000円は、一般警察、生活安全、地域、刑事、交通警察の運営に必要な経費でございます。

説明欄1の一般警察運営費のうち、(4)の犯罪被害者支援活動の推進につきましては、犯罪被害者及びその家族等の二次的被害を防止し、経済的負担の軽減などを図るため、各種施策の充実強化、民間被害者支援団体の育成支援など、総合的な対策を推進し、被害者等を支援する社会環境の醸成を図るための経費でございます。

(7)の重要備品等整備費につきましては、近年、他県で頻繁に地震災害が発生しているほか、本県におきましても大雨災害等が発生している状況を踏まえ、大規模災害等の緊急事態に対応するため、現地警備本部等に活用しますフレーム式テント及び水深85センチまで運転可能な耐水機能を有する被災地活動用車両の整備に要する経費をお願いしております。

す。

説明欄2の生活安全警察運営費のうち、(6)の安全で安心なまちづくり事業費は、防犯ボランティアの物的支援強化、具体的には防犯ボランティアに対する物的支援、昨年は280万円でしたが、平成20年度におきましては500万円を計上しております。

これら自主防犯活動の活性化を図るなど、犯罪の未然防止を行うとともに、県民の自主防犯意識を高め、犯罪の起きにくい社会環境を醸成し、安全で安心なまちづくりを実現するための経費でございます。

(7)の少年非行防止活動の推進は、厳しい少年非行情勢に的確に対処し、凶悪、粗暴、低年齢化傾向にある少年非行の防止及び保護対策を総合的に推進することを目的とする経費でございます。

特に、本年度から導入しておりますスクールサポーター制度につきましては、警察官OBを熊本北、南及び東の3警察署に配置しておりますが、新たに宇城警察署及び八代警察署に2名増員配置して、学校と連携し防犯指導など少年の健全育成のための活動を行うための経費でございます。

5ページに移ります。

説明欄3の地域警察運営費のうち、(3)の交番・駐在所の機能強化は、交番相談員の配置等により交番・駐在所機能の充実強化を図るとともに、地域警察官によるパトロール活動等の時間を確保し、県民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目的とする事業でございます。

本事業につきましては、平成5年度に制度を導入し、順次増員を図ってまいりましたが、平成20年度も6人増員し70人の体制で運用することで、一時的不在交番を解消し、来訪者等への対応に間隙を生じさせず、あわせて警察官のパトロールを初めとした街頭活動をより強化するための経費でございます。

説明欄4の刑事警察運営費のうち(5)の海

外語学研修費は、語学力と国際捜査能力を重視した国際犯罪捜査官を継続的に育成するため、シンガポール国立大学に北京語の研修生として派遣するための経費でございます。

(10)の振り込め詐欺防止のための総合対策事業につきましては、おれおれ詐欺、架空請求詐欺及び融資保証金詐欺、そして新たな手口である還付金詐欺を含めた総称であります振り込め詐欺事件が、本県におきまして前年比では減少しておりますものの、その被害は258件、被害額は約1億5,400万円と、依然として甚大なものであります。

このようなことから、振り込め詐欺の被害を防止するための対策として、テレビスポット広報等により、県民に対して振り込め詐欺に遇わないための注意点を広報し、引き続き県民の被害防止に対する意識啓発を図るためのものがございます。

6ページに移ります。

説明欄5の交通警察運営費のうち(5)の自転車事故防止総合対策事業は、昨年の人身交通事故の分析結果に基づき、減少傾向の見られない自転車事故の発生と、通行ルールを遵守せず自転車の無秩序な走行が危険であると社会問題化している現状を受け、自転車利用者の安全意識啓発と自転車の安全利用促進を図るものがございます。

交通安全教室をより効果的にするために、小学生に対して子ども自転車免許証の交付や高齢者に対して反射材を使用した自転車用高齢者マークの配布等を行う経費でございます。

(7)の暴走族総合対策の推進は、県民の平穏な生活を著しく侵害する暴走行為をなくすため、暴走族取り締まり用資機材の整備を行うとともに、暴走族への人的供給を遮断するため、中学生を対象とした暴走族加入阻止教室の開催等を行うための経費でございます。

(8)の道交法改正に伴う違法駐車対策の強化は、放置車両の確認及び標章の取り付けに

関する事務の民間委託等に関する経費でございます。

説明欄 6 の交通安全施設費11億261万6,000円は、信号機の新設、渋滞状況や観光地への旅行時間などの情報を提供する交通情報板の新設、道路標識の更新など交通の安全・円滑化の一層推進を図るための経費でございます。

7 ページに移ります。

債務負担行為については、事項欄にありますとおり熊本県警察職員住宅借り上げとしまして、平成21年度から平成40年度にかけて3億5,078万4,000円の設定をお願いしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○松本警務課長 警務課です。

警察から提案しております2つの条例案について、御説明いたします。文教治安常任委員会説明資料の1「条例関係」としました資料に基づき説明いたします。資料の1ページをごらんください。

まず、第75号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本市の住居表示整備事業によりまして、小島中町などの町名が変更され2月18日から施行されたことから、これらの町を管轄します熊本南警察署の管轄区域の表記を改めるものであります。

資料の3ページに、新旧対照表を示しておりますけれども、小島中町が廃止され、新たに小島1丁目から9丁目までの表記が加えられるものです。施行日は、公布の日を予定しております。

次に、資料の4ページをごらんください。

第76号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、特殊勤務手当対象作業のうち、銃

器等使用犯罪現場における犯人逮捕等作業、銃器等使用犯罪現場における犯人逮捕のための固定配置等作業、及び銃器使用犯人逮捕のための固定配置等作業の3種類の作業につきまして、支給単価を改正するものであります。

資料の6ページに、新旧対照表を示しておりますが、これらの作業は銃器を使用した立てこもり事件や暴力団対立抗争事件など、現場における極めて危険、困難、特殊な作業に支給されるものであります。現行の支給単価は必ずしもそれに見合うものでないため、作業の特殊性に応じた支給単価に変更するものであります。

施行日は、平成20年4月1日を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会の資料で、括弧内に当初予算、条例関係と書かれた説明資料1ページをお開きください。教育委員会の平成20年度当初予算総括表が載っておりますかと思っております。

一般会計予算は骨格予算で、総額1,600億9,000万円余となり、対前年度当初予算比で2.7%の減額となっております。各課別内訳は、一覧表のとおりでございます。

また、2つの特別会計を加えた教育委員会の予算総額は、1,616億3,000万円余、対前年度比2.7%の減額となります。

それでは、2ページをごらんください。教育政策課の分でございます。

教育委員会費として、合計1,497万円を計上しております。

事務局費では、職員給与費に14億5,910万円余、事務局の運営費等として、学校においてIC機を活用した教育を推進する情報化推進事業と、事務局運営費等に2億5,508万円余、合計17億1,499万8,000円を計上しており

ます。

教育振興計画の進捗状況については、後ほど報告いたします。

事務局職員及び学校教職員の児童手当 5 億 2,084 万円を計上しております。

それから、恩給等の 4 億 9,570 万 9,000 円は、現在、教職員共済年金制度が開始された昭和 37 年 12 月以前に退職された教職員及びその遺族の方に支給する恩給等でございます。

以上、総計 27 億 4,651 万円余となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村福利厚生課長 福利厚生課について、御説明申し上げます。資料の 3 ページをお願いいたします。

事務局費でございますが、373 万 3,000 円をお願いしております。これは、課の運営費及び事務局職員の定期健康診断に要する経費でございます。

次に、教職員人事費でございますが、3 億 975 万 3,000 円をお願いしております。

内訳といたしましては、まず教職員住宅建設事業費でございますが、平成 8 年度から平成 13 年度までに建設をいたしました教職員住宅に係る公立学校共済組合への償還金等でございます、及び平成 20 年度で廃止を予定しております教職員住宅 8 戸の解体に要する経費でございます。

なお、償還金の償還期間を 5 年間延長いたしまして、単年度におきます償還額の平準化を行っております。

次に、教職員住宅管理費は、教職員住宅の修繕に要する経費でございます。

最後に、教職員福利厚生事業費でございますが、地方公務員法の規定に基づきまして、教職員の健康管理等、福利厚生事業を計画し実施するものでございまして、事業内容といたしましては人間ドッグを中心とした教職員の健診事業に要する経費でございます。

以上、総額 3 億 1,348 万 6,000 円でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。資料の 27 ページをお願いいたします。

先ほど申しました教職員住宅建設事業におきます償還費の平準化に伴うものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。資料は、4 ページをお願いいたします。

まず、一般会計予算について主なものを御説明申し上げます。

事務局費は、530 万 2,000 円をお願いしております。

説明欄の (2) の県立高等学校教育整備推進事業は、県立高校の再編整備を推進するための経費でございます。

次に、教育指導費は 3 億 7,371 万 3,000 円をお願いしております。

説明欄 1 の学校教育指導費のうち、(3) の特別支援教育振興事業費は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を実施するための連絡体制整備等を図るための経費でございます。

(5) の地域重点校育成推進事業は、地域から特に進学に対するニーズが高い学校を指定・育成し、生徒一人一人の進学の実現を図り、またそのノウハウを県全体へ普及するものでございます。

次に、資料の 5 ページをお願いいたします。

(7) の高校生就職先確保事業は、求人が少ない状況にあります学校について、教員による求人開拓を強化するための新規の事業でございます。

(11) の県立学校薬品等適正管理事業でございますが、学校で実験、実習等に使用する薬品のうち、毒・劇物を適正に処分するための

委託費等の費用でございます。これも新規でございます。

説明欄の2教員研修費は、教員の資質の向上を図る各種研修事業に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

3の児童生徒の健全育成費につきましては、高校生の健全育成や学校への適応指導等を図るために要する経費でございます。

高等学校総務費の1,116万1,000円は、高等学校入学者選抜学力検査に要する経費でございます。

教育振興費2億1,629万4,000円は、理科及び数学教育関係の設備整備や定時制・通信制修学奨励資金貸与などの事業に要する経費でございます。

資料7ページをお願いいたします。

学校建設費の5,883万7,000円は、宇土高校及び八代高校への併設型中高一貫教育導入に必要な施設整備の設計委託費でございます。これは、昨年12月議会におきまして御了承いただきました債務負担行為に伴うものでございます。

次の特別支援学校費の128万2,000円は、特別支援教育に必要な設備整備のための経費でございます。

次の保健体育総務費の912万6,000円は、定時制高等学校生徒の給食補助費などに要する経費でございます。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金6,965万2,000円及び8ページの育英資金貸与基金特別会計繰出金1億370万2,000円は、それぞれの特別会計に繰り出すというものでございます。

以上、一般会計8億4,906万9,000円をお願いしております。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

農業高等学校費の1億6,269万4,000円は、農業関係高等学校12校の実習運営に関する経費でございます。

水産高等学校費の9,739万9,000円は、苓洋高等学校における実習船及び校内実習の運営費でございます。前年度に対しまして3,265万2,000円の増となっておりますが、実習船「くまもと丸」の法定検査の年度に当たりますので、ドッグ経費の増加それから燃料費の高騰等が主な要因でございます。

次に、熊本県育英資金貸与基金特別会計でございます。

育英資金貸与金の12億7,940万5,000円は、高校生・大学生等を対象とした育英資金の貸付金の経費でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

特別会計につきましては、15億3,949万8,000円をお願いしております。一般会計及び特別会計の総額は、23億8,856万7,000円でございます。

最後に、27ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の育英資金貸与基金特別会計の債務負担行為の設定につきまして、育英資金システム用のパソコン用賃貸借契約のために、平成21年度分を8万7,000円お願いしております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。資料の10ページから12ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費3億317万9,000円、教育センター費6,928万4,000円及び保健体育総務費629万7,000円をお願いしております。

まず、10ページの教育指導費でございます。主なものについて、御説明させていただきます。

2の学校教育指導費でございます。(3)の

環境教育推進事業は、環境再生と立ち上がる水俣の姿を現地における体験を通して学習する子どもエコセミナー、及び環境保全活動の定着を図るための学校版環境ISOコンクールに要する経費でございます。

(7)の「かがやけ！肥後っ子」事業は、大学と連携した幼稚園・保育所と小学校の接続期の実践研究と就学前教育の振興・充実モデル事業の実施、また幼稚園教員等の資質向上のための研修等に要する経費でございます。

(8)の学力向上対策事業は、児童生徒の学力の状況を客観的に評価できる問題「ゆうチャレンジ」の開発や、県内小・中学校の6割を対象に実施する熊本県学力調査等に要する経費でございます。

3の教員研修費でございますが、11ページをお願いいたします。

(5)の指導力強化研修事業は、指導力が不足している教員に対し、教育センターで原則1年間の集中研修を行うための経費でございます。

4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校問題の解消及び未然防止のため、いじめ対策検討委員会や不登校等対策検討委員会の設置、及びスクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の整備に要する経費でございます。

続きまして、11ページから12ページにかけての教育センター費でございます。これは、県立教育センターの管理運営費や、センターにおいて実施する研修事業、情報教育のための機器のリースに要する経費等でございます。

最後に、保健体育総務費でございます。

(1)の食育推進事業は、食育推進のための指導者の養成研修や実践発表会を実施するための経費でございます。

以上、一般会計総額3億7,876万円でございます。御審議のほど、よろしく願いいた

します。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございます。説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、事務局費3億4,976万4,000円は、教育委員会事務局職員の退職手当でございます。

次に、教職員人事費113億7,826万4,000円は、教職員の退職手当のほか、課及び教育事務所運営費等に要する管理運営費や免許事務費及び教員採用選考考査に要する経費でございます。

次に、教職員費634億7,324万3,000円は、小学校の教職員の給与費及び旅費でございます。

次の14ページをお願いいたします。

教職員費357億458万1,000円は、中学校の教職員の給与費及び旅費でございます。

次に、高等学校総務費282億4,438万5,000円は、高等学校の教職員に係る給与費及び非常勤講師配置費などの学校運営費でございます。

次に、全日制高等学校管理費17億7,168万3,000円は、光熱水費、施設維持管理費等の全日制高等学校の運営費及び教職員旅費でございます。

15ページをお願いいたします。

定時制高等学校管理費3,279万1,000円は、定時制高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

次に、通信教育費692万1,000円は、通信制高等学校の運営費でございます。

次に、特別支援学校費88億2,539万4,000円は、教職員の給与費、光熱水費や施設維持管理費などの学校運営費及び児童・生徒に対する修学奨励のための経費でございます。

以上、前年に比較しまして9億6,927万3,000円減の、総額1,497億8,702万6,000円の予算をお願いしております。

続きまして、条例関係をお願いいたします。

28ページをお願いいたします。

議案第72号熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

改正内容は、県立学校職員及び市町村立学校職員の舎監兼務手当を廃止するものでございます。舎監兼務手当は、寄宿舎の舎監を兼務する職員に支給される特殊勤務手当で、支給額は月額2,000円から1,000円でございますが、今回、全国他県等の状況あるいは社会情勢の変化等を踏まえまして、平成21年3月31日をもってこれを廃止するものでございます。

なお、改正内容に書いてございますように、この改正に伴い関係条例の規定の整備も行うこととしております。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。まず、資料の16ページをお願いします。

社会教育総務費でございます。説明欄の主なものを御説明いたします。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費でございます。(1)家庭教育力活性化支援事業は、家庭教育に関するキャンペーンやテレビ放送、電話相談等に要する経費でございます。

(3)の子どもの読書活動推進支援事業は、子どもの読書活動推進フェスティバルの開催、おはなしボランティアリーダー養成講座等に要する経費でございます。

(4)の障害のある子どもたちの読書活動推進支援事業は、県立図書館、点字図書館、民間団体等の協力を得て、人材育成のための研修会等を実施する経費でございます。

(6)の放課後子ども教室推進事業は、放課後子ども教室推進事業を実施する市町村に対する補助、そして県が実施する指導者研修事業等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

5の社会教育諸費(4)県生涯学習推進センター運営事業は、「熊本県民カレッジ」におきまして、多様な学習機会を提供する、また生涯学習に関する総合的な情報提供を行うことに要する経費でございます。

18ページは、図書館費、青年の家費、少年自然の家費でございます。

図書館費は、県立図書館の職員給与費、管理運営費等でございます。

青年の家費は、天草青年の家の管理運営費でございます。

少年自然の家費は、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家の管理運営費でございます。

以上、合計12億1,815万円でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 次からですね。次は、堀田人権同和教育課長。

○堀田人権同和教育課長 人権同和教育課の堀田でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の19ページをお願いいたします。

まず、教育指導費1,185万3,000円、これは学校教育指導費としまして、課の運営費及び人権教育にかかわる教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業費並びに研究指定校推進事業費等、また学校におきます人権教育推進に要する経費でございます。

次に、教育振興費3,157万3,000円、これは高等学校等の進学奨励費事業としまして、地域改善対策に伴います、奨学資金を借りておられる方からの返済に伴います国庫補助相当分の国への償還に要する経費等でございます。

次に、社会教育総務費2,236万2,000円、これは人権教育推進のための啓発資料作成費及び市町村の地域人権教育指導員に対します研修などの社会教育における人権教育推進に要

する経費でございます。

以上、人権同和教育課の当初予算の合計額は、6,578万8,000円でございます。

この予算は、前年度予算と比較しますと、16.2%の削減を行っております。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○梶野文化課長 文化課長の梶野でございます。資料の20ページをお願いします。

文化費につきましては、7億8,503万6,000円をお願いしております。

説明欄の主なものについて、御説明いたします。

2の文化振興費の主なものとしましては、(1)の文化振興事業が学校で本物の芸術鑑賞を体験できるいきいき芸術体験教室事業や、県子ども民族芸能発表会などを開催する経費でございます。

次に、3の文化財調査費ですが、(2)の埋蔵文化財発掘調査受託事業ですが、国などが行う国道などを初めとした公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の受託事業でございます。

次に、4の文化財保存管理費の主なものですが、(1)の新規事業の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇を初め3件の世界文化遺産候補の登録推進の業務に要する経費でございます。

次に、21ページをお願いします。

(5)の文化財保存整備補助金は、市町村等が実施する県指定文化財の維持補修的な事業に対して、一定の割合で補助するものでございます。

そのほか、(7)、(8)が県立装飾古墳館に係る管理運営費、調査活動費、(9)が国指定史跡鞠智城跡の管理運営費、発掘調査費及び利用者の利便性向上を図るための公園整備費でございます。

次に、美術館費につきましては、3億9,562万5,000円をお願いしております。1の職員

給与費や2の管理運営費に要する経費のほか、22ページの4の展覧会事業費は、常設展、企画展を初め、地元報道機関等との共催展や学校での巡回展を開催する経費でございます。

5の永青文庫推進事業費は、開館する永青文庫展示室の開館記念展、常設展示の開催や美術品の調査・研究等に要する経費でございます。

6の永青文庫常設展示振興基金積立金につきましては、後ほど条例案で説明いたしますが、永青文庫の常設展示の充実を図るため、地元企業等からの寄附金による基金を新たに設立し、今後の事業実施に活用していく所存でございます。今回の5,000万円は地元企業からの寄附金による基金への積み立てでございます。

文化課分は、総額11億8,066万1,000円でございます。

続きまして、条例案について御説明いたします。資料37ページをお願いします。

条例案は38ページのとおりでございますが、37ページの資料で御説明します。

議案第73号熊本県永青文庫常設展振興基金条例についてでございます。これは、県立美術館に永青文庫展示室が開設されるに当たり、充実した常設展示を計画的に継続していくためには所蔵品を幅広く活用していく必要があり、こうした美術品等の調査・研究や修復などを実施していく事業に活用するため、地元企業等からの寄附金による基金を設置するものでございます。

内容につきましては、(1)設置について、第1条で「熊本県立美術館における永青文庫常設展示の充実を図り、文化の振興に資するため、熊本県永青文庫常設展振興基金を設置する」としております。

その他の条項につきましては、県のほかの積立型の基金条例と同様の構成内容となっております。

主な点だけ御説明します。

(2) 積み立てについては、第2条で「基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める」としております。

(4) 運用益金の処理については、第4条で「基金の運用により生ずる収益は予算に計上して、この基金に編入するものとする」としております。

(6) 基金の処分については、第6条で「知事はこの基金の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができる」としております。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

文化課については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課長の八十田でございます。資料は、23ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として、5億154万2,000円をお願いしております。

主なものは、2の学校保健給食振興費のうち(1)の保健管理・指導事業は、日本スポーツ振興センター事業に係る災害共済給付金、県立学校の学校医等に対する報酬等に要する経費でございます。

(3)の学校安全推進事業は、学校安全ボランティア養成講習会の開催や地域学校安全指導員による巡回指導等に要する経費でございます。

次に、体育振興費として2億4,190万8,000円をお願いしております。

1の学校体育振興費のうち、(2)の学校体育関係団体育成事業は、九州地区聾学校陸上競技大会等への選手派遣に要する経費でございます。

24ページをお願いいたします。

2の社会体育振興費のうち、(1)の生涯ス

ポーツ振興に関しては、火の国広域スポーツセンター事業の経費や子どもの体力向上推進事業等に要する経費でございます。

(2)の社会体育振興に関しては、県民体育祭開催の補助及び国体等への選手団派遣に要する経費でございます。

(3)の競技スポーツ振興に関しては、国体を初めとする各種大会へ向けた競技力強化に要する経費でございます。

最後に、体育施設費として9億9,698万8,000円をお願いしております。県営体育施設6施設の管理運営及び整備に要する経費でございます。

以上、総額17億4,043万8,000円をお願いしております。

続きまして、条例関係について39ページをお願いいたします。

議案第74号「熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、昨年6月に国のスポーツ振興法が一部改正されたことにより、関係規定を整備する必要があることによるものでございます。

改正内容は、熊本県スポーツ振興審議会の設置根拠であるスポーツ振興法第18条第5項を、第18条第6項に改めるもので、施行日は平成20年4月1日を考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○橋口施設課長 施設課長の橋口でございます。よろしく、お願いいたします。資料は、25ページでございます。

全日制高等学校管理費でございますが、県立高等学校61校の施設の維持管理に要する経費といたしまして、2億4,535万4,000円をお願いしております。

学校建設費でございますが、県立高等学校の施設整備等に要する経費といたしまして、

13億5,900万円余をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、(2)の校舎新・増改築事業は、菊池高校、熊本商業高校、北稜高校及び済々黌高校の改築に要する経費でございます。

(3)のその他施設整備事業は、校舎などの改修に要する経費でございます。

(4)の耐震改修事業及び(5)の耐震診断事業は、玉名工業高校耐震改修工事を初め、県立高等学校施設の耐震診断46棟、及び耐震改修工事17棟などに要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、県立盲・聾・養護学校16校の施設整備、維持管理及び耐震改修診断に要する経費といたしまして、2億500万円余をお願いしております。

以上、総額は18億1,194万9,000円でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。27ページをお願いいたします。

熊本商業高校校舎改築工事につきまして、平成20年度、21年度の2カ年での整備を予定しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思いますが、ここで5分間休憩をしたいというふうに思います。再開後、最後までまいりますので、よろしく申し上げます。

5分間休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時49分開議

○吉永和世委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。小杉委員。

○小杉直委員 1番に、済みません。

警察本部に関する質問をしたいと思いますが、まず最初に警察本部長の説明要旨についての私の感想ですが、1ページ目に刑法犯について認知件数が1万9,000余、その同プログラムを開始した16年から4年間、16年から連続して減少し、平成4年以降16年ぶりに2万件を下回ったということですか。

もう一つ、人身事故についても大幅に減少して、特に死者数については103人と、昭和56年と並び、昭和33年以降の最少数となったと。

これは、簡単に紙に書いてありますけれども、相当の取り組みの努力の成果があってこの結果が出ておるといふように、私は思います。だから、やっぱりマスコミの方も含めて、県警の取り組みの成果がこのように出たということは、大いにアピールしてもらいたいなと。それがやっぱり県民に対するさらなる信頼が深まるというようなことと、全国的には治安が非常に悪化している中で、我が熊本県警はこのような成果を上げたということ、できるだけアピールしてもらいたいと思います。

2ページ目に、暴力団道仁会と九州誠道会の対立抗争は依然として膠着状態に云々と書いてありますが、確かに最近はこの対立抗争は膠着状態にあるということは認識しておりますけれども、検挙活動も非常に的確に随時進めてござるなということは、新聞・テレビ等の報道を通じて、ちゃんと評価をさせていただきたいと思います。

それから、その下の方に、「犯罪の防止」の3つの基本目標で、刑法犯認知件数は2万件未満の定着、それから交通死亡者数を100人以下、死傷者数を1万5,000人以下、それから犯罪の検挙人員の増加と、3つの基本目標を挙げておられますが、これはもうずっと以前は、県警はこういうようなことはしてなかったと私は思っております。ですから、最

近このような目標をきちんと公表して、それに取り組んでいかれるという姿勢は、私は非常に貴重なものだというふうに思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと。

最後ですが、2ページ目に、地域社会との連携と協働をキーワードというような、この横文字のキーワードを使ってありますが、これはやっぱりいつもおっしゃる地域防犯ボランティア等々とのやっぱり連携と協働だろうと思いますので、県警の引き続きの御努力と、そのような地域ボランティア団体との連携を強化しながら、基本目標あるいはその他の課題に取り組んでいただきますように、評価をしながら激励をしておきます。

それに関して、第23号議案に、耐弾性の高い防弾ヘルメットと防弾楯、これにつきまして5カ年計画を3カ年計画に前倒したというふうに書いてありますが、これについて私も以前、政審会とか、委員会で、短縮すべきだというふうなことを発言した一人として、これは非常によかったなど。県警の財政課その他当局に対する粘りの結果が出たんじゃないかと思いますが、ここで会計課長に質問ですが、このように5年が3年に短縮されたということの一方で、何か予算がちょっと削られたとか、あるいはちょっとデメリットが出たということはなかったですか。

○吉村会計課長 お答えします。

会計課長の吉村でございますが、今、委員からの御質問の件は、当初5年間の整備計画で調査をしました段階で、整備の必要数を防弾ヘルメット286個、防弾楯が253枚ということで計画を立てたわけですけれども、現場の警察官の命にかかわる問題だからと緊急性を御指摘いただきました。その内容につきまして、財政当局に説明をしまして、御承知のように昨年も熊本市内におきまして暴力団等の抗争にかかわると思われる発砲事件が発生しております。こういった情勢から、本県につ

きましては、このことによってほかの予算が削られるといったようなことはございませんでした。

○小杉直委員 今回の答弁を聞いて、安心いたしました。

もう1点、今度は説明資料の2ページ。きょうは出席しておられる先生方の地元も、毎年のようにいろいろ災害が発生するんですね。災害対策に関する質問ですが、警察装備品維持管理費の中の(5)災害警備対策費2,700万円余というふうになっておりますが、これは警備部長の島崎部長にお尋ねですが、この予算の範囲ぐらいでよかったのかなというふうな、予算措置についてどういうふうな思いとか、感想を持ってございますか。

○島崎警備部長 警備部長の島崎でございます。

先生の質問でございますが、その前に平素からの警察活動に関しまして、先生には温かい御協力・御支援を賜っておりまして、いつも感謝を申し上げます。

今回のこの予算が足りるかどうかという件でございますけれども、今回は、先ほど会計課長の方からも報告がありましたけれども、フレーム式テントの購入とそれから災害地の特殊車両の購入を2点お願いいたしております。

私といたしましては、これを認めていただければ非常にありがたく思いますし、十二分に対応できるんじゃないかと思っております。

なお、災害関係について、警察の基本姿勢についてちょっと触れてみたいと思います。

警備部といたしましては、昨年の美里町のような、最近は温暖化に伴いましてゲリラ的な豪雨が発生いたしまして、集中的に大雨が降るということで、災害の出やすい状況になっております。そうした中、警備部におきま

しては、現地に偵察員を派遣いたしまして状況を見て、そして機動隊を昨年は宇城警察署等に前進待機させ、地域の方々と連携、消防団等々と連携をいたして早期避難等をやりまして、死者を1名も出さなかったということは私自身も満足しておりますし、今後もそういった前進待機をさせて、人命救助を第一に警察活動をやってまいりたいと思っております。以上でございます。

○小杉直委員 警備警察のエキスパートというふうに島崎部長は日ごろから言われておりますが、おたくがそうおっしゃったならば安心します。

また、ちょっと余談ですが、今度勇退されるそうですが、長い県警勤務、御苦労さまでございました。以上でございます。

○倉重剛委員 ちょっと関連しますので質問したいと思っておりますけれども、今、小杉先生は冒頭に治安情勢が非常によくなったと、それから警察本部長からの説明の中にそれがあって、私も非常によかったなと思っておりますけれども。しかし、この「体感治安に関する意識調査」というのをちょっと見ましたら、悪くなったという感覚を持っている人が50.9%あるというふうにあります。これはどんなふうに見たらいいのかなと、ちょっと疑問を感じるんですね。ちょっとアンバランスじゃないかなという気がするわけですね。

ということは、今の先生の方の説明の中でありましたけれども、PRが不足しているんじゃないか、周知徹底してないんじゃないか、そういうことに関連しているのかなと思っております。しかし、アンケートとしては決してイコール性がないわけですね。これは一体何でしょうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○蝦名警務部長 このアンケートにつきましては、警務課が主体となってアンケートをと

らせていただきました。

それで、この悪くなったと思うというのが50.9%あるということの先生の御質問ですが、これは我々もいろいろ検討してみたんですけれども、結局、全国的に大きな事件が発生した場合、熊本という意味ではなくて、全国的に発生した場合において、それが県民の意識にも反映されたものじゃないかというふうな結論に一応達しております。

このアンケートをとる数日前ですが、奈良県で小学生か幼女だったような気がしますけれども、自宅玄関前で外出から帰ってきたところで刺殺されるという事件が、そのアンケートをとる3日くらい前にございました。そうしたことから、やはり国民全体が治安が余りよくないといえますか、というようなことを考えたと思うんですが、そういったことが大きく影響しているというふうに思っております。

○倉重剛委員 なるほどね。これだけ努力したけれども、県警ではこういった結果を出していただいたというのは、それは非常に評価すべき問題が、アンケートではこういうふうに一般心理がこういうときにあるということなんですけれども、やっぱりこういうのは徹底的に宣伝してもらいたい、PRしてもらいたい。そして、安心・安全という、何といえますか、精神的な安定度が非常に大事だろう、住民としては非常に大事なことです。ぜひこの辺のアンバランスというのを、今おっしゃったような理由があったんでしょうけれども、これだけを見たときには違和感を感じるものですかね。では、どちらを信用していいのかという。しかし逆に言えば、一生懸命やっけていらっしゃるが報われないなという、そういう残念さも感じますので、どうかひとつそこら辺も対応していただきたいなというふうに思います。以上です。

○平野みどり委員 このことにちょっとかわるんですけれども、ちょっと気になっているのが、佐賀県であった、知的な障害のある子供さんに対して警察の人たちが暴力を振った振るわない、まあ事実関係は別に置いて、やはり今、障害者自立支援法で地域に子供たち、障害を持つ子供たちや大人の人たちが施設から出て地域の中で暮らしていく中、そういった子供たち、そういった人たちに対しての理解を十分しておかないと、犯罪者と間違ってしまうようなことがあるんですから、そういった研修というのはどんなふうになっているのかなというふうに思うんですけれども。

実際、警察の交番ですとかそういうところにそういう人たちが来られたり、御家族から、どうにかしてほしいというような形で来られるケースも結構あるというふうに聞いたりしているんですね。その人を犯罪者というふうに見ずに、まずは何かこう障害なり何なりがあるんじゃないかなとか、精神的な疾患も含めて、そうじゃないかなというふうに広くとらえて対応していただくといいかなと思うんです。

実際、これはいいケースで、私の知り合いの人が久留米で、警察の方なんですけれども、御家族が本当に大変だと、精神的な疾患を持っていらっしゃる方が家の中に立てこもって、ちょっと凶暴になられたときに、警察の方がまず「辛いですよね」とかいう、カウンセリングマインドで接したことによって、御本人が落ちつかれて非常によかったと。そういったすぐれた対応力を持った警察官の方もいらっしゃるんだという話を聞いて、すごく心温まるというか力強いなと思ったんですけれども、全国でのそういった取り組みをやっているところもありますので、ぜひ熊本県警もそういった対応ができる警察官の人たちをたくさんつくっていただきたいと思うんですけれども、そういったことに関しての取

り組みは今どうなっていますでしょうか。

○徳永生活安全部長 生活安全部長の徳永でございます。お答えさせていただきます。

まず、先生がおっしゃいましたことで、2点に分けて説明申し上げたいと思います。

1点目は、そういった人が管内にいるのかどうかにつきましては、先生も御承知のことかと思っておりますけれども、交番とか駐在所で地域のお巡りさんが巡回連絡とかで回りますね。そうしたときに、そういった方がいらっしゃれば、そういう情報を吸い上げまして、本署に報告するなり、地域の中で情報を共有するなりしまして、そういった対応には的確に対応するようなことで、一般的にやっています。

あとは2点目なんですけど、教養ということに関しての研修ということなんですけど、警察学校におきまして障害者の立場に立った警察活動ということで、例えば少年課に入った学生をそういった施設にやりまして、一緒に介護をやらせるとか、そういうちょっとしたいろんなことをするようなときに対応させるとか、そういったカリキュラムも警察学校の教養の中に入れております。やはり外に出ましても、地域にそういう施設があるところには、ボランティア的に訪れて対応するようということで、オンザジョブトレーニングというんですか、そういったことでもやっております。二面性、両方から対応しているというような状況であります。

○平野みどり委員 施設で介護とか優しく接するということは今までもずっと、そういうことはやられたと思うんですけれども、今は非常に私たちが考えておかないといけないのは、高機能の自閉の人たちとか精神疾患の方たちとか、そういう方たちへの対応なんですよ。ですから、そこイコール犯罪者とか加害者、被害者にならないような形での取り

組み、特にやっぱり福祉関係の本当に、かなり専門的な内容になってくるので、福祉関係の方たちに十分そういうお話を聞かれるとか、専門家の方たちに聞かれるとかいうことを、警察学校なりOJTの中でやっていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

○早田順一委員 警察本部にお尋ねをいたします。

先ほど、警察の人員が3,030人だということをお聞きしました。それで、この中には交番、駐在所の機能強化ということで6人増という説明がございましたけれども、今は人口がふえているところ、例えば大津とか菊陽とか、そういったところの人口がふえているところに対しての対応とか、そういう何か人口に対して警察官が何人という、何かそういう決まりか何かあるんでしょうか。

○松本警務課長 警務課長の松本でございます。

ただいま先生の方から御質問がありました、人口によって警察官の定数的な配置があるのかということですが、例えば平成18年に合志市が新設されまして、西合志町須屋交番を菊池警察署から大津警察署の方に移管しております。このときに当然、大津警察署の管内の人口がふえるということになりますので、このときは警察官20名を大津警察署の方にシフトして増員をしたところであります。当然そうなりますと、菊池警察署の方は15人ほど人員を削減したということになるわけですが、当然、市町村合併等におきましては管轄区域が広がる、それから管内の人口等がふえる、それから事件・事故等もふえる、そういったことになりますので、そういった人口それから事件・事故、これらを見ながら警察官の定員配置というのをやっているところであります。

また、警察署の配置定員に関する基準というものはございませんけれども、「熊本県警察職員の配置定員に関する訓令」というものを設けておまして、この訓令の中でそれぞれ警察署の定員というのを定めております。

また、今後市町村合併等も進んでいくと思われましても、そういった人口でありますとか事件・事故等の推移を見ながら、警察署の適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○早田順一委員 ありがとうございます。

もう1点。これはどっちになるのかわかりませんが、携帯電話の出会い系サイトとかそういったもののアクセスの規制といいますか、今、テレビか何かであっているんでしょう。私はまだ見たことはないんですけども、それはどういったものをちょっと教えていただけませんか。

○徳永生活安全部長 生活安全部長の徳永でございます。お答え申し上げます。

その携帯電話の出会い系サイトについては、フィルタリングというのがあります。これは、そういったものを全部弾くと。例えば残虐な画像とか出会い系サイトとか、そういった青少年に害悪を及ぼすようなもの、これについては基本的に親御さんがそれを外してくださいと、フィルタリングはもう要りませんというふうに言わない以外は、基本的にフィルタリングをかけるというような改正が、さきに行われました。これは総務省の方からも、いろいろ働きかけをしていただいて、警察庁の方でもそういった関係の携帯の会社に働きかけをしていただきまして、たしか6月か、正確な月は記憶しておりませんが、新たに入る人、それから過去に入っている人、そういったものについてもフィルタリングが基本になる、原則になるというような改正が行われております。

○早田順一委員 その、いい画像、悪い画像というのは、警察で判断してフィルタリングをかけられるんですか。

○徳永生活安全部長 そのようなところのものについては幾つかの例がありまして、先ほど申し上げましたように残虐な画像とか出会い系とか、それから中傷、誹謗文章の書き込みをすとか、そういったものを特定して、それをお願いして、その中で規制していくということになりますので、各県から警察庁とか何かにそういう情報を上げますね、そういったもので警察庁と総務省、そのあたりで打ち合わせをしながら、規制するものを決めているというふうに聞き及んでおります。

○早田順一委員 はい、わかりました。

○横内警察本部長 若干補足させていただきます。そのフィルタリングというのは昔からもあったんですけれども、今までは親が付けてくださいといったときに付けていたんですね。それが、この2月からですけれども、原則として子供が使用する場合にはそのフィルタリングをかける。親が外してくださいといったときに、初めてそのフィルタリングを外すという形で、今回の、2月からのフィルタリングにつきましては、各携帯電話会社の方で、いろんなサイトも無数にありますけれども、これはある程度のカテゴリーに分けまして、先ほど生安部長が言いましたように、わいせつなものとか残虐なものとか、そういったカテゴリーにはまるようなものを、携帯会社の方である程度分類をして、それに引かかるものをあらかじめフィルタリングという形で、その使用者がアクセスできない、そういう制度でございまして、今回のものについては警察からこれを規制してくれということで、それで規制するんじゃございませんが、

ただ一般には、そういったサイトを民間団体等でも今そういう監視しているようなところもございまして、そういうところから、これは非常に不相当だというときにはプロバイダーなりに通報して削除したりとか、あるいは違法なものであれば、これは当然警察が取り締まるということになりますので、警察の方に通報して、警察の方でそれを事件として検挙する、そういったような仕組みは今既にございですが、今回始まるフィルタリングの分については、今、私が説明申し上げたような形でこの2月から、とりあえず新規のものについてはスタートする。既存のものについては、6月から、既に契約している人についても、同じような形で原則フィルタリングがかかるという形になります。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。（「警察のことですか。どっちでもいいんですか」と呼ぶ者あり）どっちでも、いいです。はい、平野委員。

○平野みどり委員 高校再編のことです。この前の日曜日の熊本日日新聞の熊本県知事選における候補者の討論の中で、5人の候補者の方がそろって、今の高校再編整備のやり方について問題ありというような見解が示されていまして。

先ほどの教育長の説明要旨をお読みになったときに、「これにより県立高校の再編整備もいよいよ実動に入ったところでございます」と言われなかったかはちょっと記憶にないんですけれども、ちょっと気がしたんですけれども、この4月から本格的に実動に入るという御認識と、今回の候補者の方、ある意味まだあれは、あの段階ではきちんとした公約でもありませんし、公約を不履行にするような知事も他県にはおられるようですけれども、認識として皆さんがそういった御見解だということに関して、今の段階でどのように

受けとめておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○柿塚教育長 先ほどごあいさつで、配付してあるところから私が外させていただきました。確かに私は、あいさつでそこは読んでおりません。それはなぜかという、私が言うことによって、あいさつの中で言うことによって混乱を来すようなことがあってはならないという思いが私にはありました。だから、あえてそこは意図的に削除させていただきました。

ただ、私も熊日のを読ませていただきました。率直なところ、5人の候補の方々が結果としては、1人の方は最後に結果としては凍結するというをおっしゃっておられたみたいでございしますが、私どもは今まで議会でいろんな御質問にお答えし、いろんな方にも対応し、そして私どもの思い、あるいはいろんな方々の御意見も聞きながら、修正を加えながら理解を求めてきた立場の人間でございしますので、今後も新たに、もしどなたが知事になられたとしても理解を求めるとするのは、委員会としては当然のことだと私は思います。そのためには、今までの経緯等を詳細に、私どもは、今のところ候補者でございしますので別に当たっておりませんが、詳細に今までの動き、我々の思い、あるいは正直にいろんな方々、地域の方々の思い、そういうものを加味し、そしてお話をさせていただき、理解を求めるということがまず一番です。

そして……それだけで、いいですか。「そのほかにも何かあれば」と呼ぶ者あり)余りないんですよ。余り深く入るとあれですから、まあそれぐらいで一応……。

○吉永和世委員長 十分なお答えだと思いません。

○柿塚教育長 ああ、そうですか。ありがとうございます。

○小杉直委員 今の時間は、この会計予算についての質疑の時間であることはわかっておりますが、私が今から質問するのは、その他の欄に入るかもしれませんけれども、しかし、この予算関係も関連しますので、質問させていただきます。

警察本部ですが、4ページ、一般警察運営費(3)に留置管理費とありますね。それから5ページ、4の刑事警察運営費に刑事企画調査費、犯罪捜査費、(6)に捜査基盤の強化というふうなことがありますので、これに関連してお尋ねですが、実は警察庁が「取り調べ適正化指針」というものを出すというふうに聞いておりますが、日本の警察は、例えばアメリカ、イギリス等々と比べますと、おとり捜査もできない、盗聴もできない、司法取り引きもできない、もう先進国の中でも非常にオーソドックスで正攻法の警察活動、捜査をしておると思うわけですね。

そういう中で、富山県警の失敗それから鹿児島県警の失敗、まあ行き過ぎといえますか、そういう2県警から失敗、行き過ぎたからといって、こういうふうな「取り調べ適正化指針」なる、取り調べに非常に支障を与えるような網を全国的にかぶせるということについて、私は非常に疑問を感じるわけですね。そういう中で、特に民主党さんが、取り調べや録音・録画を義務づける刑事訴訟法の改正を提出したことなどを受けて、対案を示さざるを得なくなったとか何とかというふうに新聞に載っておりましたが、第一線の警察官は、これだけ人権がいろいろ叫ばれる中で、暴力団とかあるいは犯罪の常習者を調べて、きちんとした真実を言わせるのに、やっぱり相当な苦勞をしておるわけですね。

そういう中で、さらにこういうふうな網を全国の警察にかぶせるということについて、私は非常に疑問を感じるんですが、これに対する県警の考え方をちょっと、どなたか答弁

してください。

○森田刑事部長 今の小杉委員の御指摘のように、やっぱり鹿児島県の冤罪事件とか富山の冤罪事件、これを受けまして警察の捜査のあり方というものについて、国民の非常に厳しい目が向けられております。

そのようなことから、取り調べの一層の適正化を図っていくわけですが、加えまして来年から裁判員制度というものが始まりまして、捜査手続とか取り調べの実態というものを全然知らない一般の国民の方が裁判員とされる。そういうことから、全国の警察を挙げてこういった取り調べの適正化に向けた取り組みが必要であるということから、平成19年11月1日に国家公安委員会が、警察捜査における取り調べの適正化ということを決断しまして、その決定を受けて警察庁が本年の1月25日に、委員が指摘されたように、取り調べの適正化指針というものが策定されまして、やっぱりこれは全国の警察を挙げて適正化に取り組んでいかないとということでありまして、その辺の御理解をいただきたいと思っております。

○小杉直委員 表面上は適正化で、いかにも適正に下さいよというふうなごころになっておりますが、その中身を新聞紙上で見ただけでもいろんな、表現の仕方はどうかわかりませんが、やっぱり規制をする、調べにくいような中身になっておるといふ。今まで適正な調べをしておることに対して、さらにそれを難しく障害を与えるような中身に何点かはなっておるといふ気が私はしますが。

○横内警察本部長 今回の適正化指針につきましては、今刑事部長が申し上げたように、きっかけになったのは富山、鹿児島事件でありますけれども、もう一つは、やはり来年から始まる裁判員制度ですね。それに向けて、

より国民にわかりやすい、国民に理解を得られる取り調べということもあつたと思っております。そういった背景で、国家公安委員会がそういった、より適正化が必要だという判断がなされて、それに基づいて警察庁も、一方的にこれは警察庁が決めたわけではございません、熊本県警にも何回も意見照会が来ております。私も十分に、昨年から内容については研究をいたしまして、検討をいたしまして、私として、例えばこうじゃないかということは警察庁にも投げかけて、そういったキャッチボールをした結果、出てきたのが今回のものでございます。

内容につきましても、今言われておりますような取り調べのいわゆる可視化ですね、録音・録画については、これは捜査に重大な支障が生じると思っておりますが、今回の指針の内容につきましては、そもそも基本的に従来から県警ではきちんとした取り調べをやっておりますし、ここで例えばいわゆる捜査部門以外が監督するという対象の行為も、これは県警では当然そんなことはやらないということで今までやっていますから、逆に言いますと、そのための監督の制度ができたからといって、特段捜査に支障が生じるということはないと。その取り調べ時間の厳格化につきましても、現在もこういうことをきっちり指導しておりますので、この規定どおり取り調べるということについて何ら支障がないということで、この内容につきましては、これはまさに今の時代の要請にこたえるという意味からも、県警としてもこの指針に基づいて今後さらなる適正化をやっていききたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○小杉直委員 日ごろから信頼しておる本部長さんの話ですから、私も賛同せないかんといい人情は持っておりますが、しかし、これは本部長が御存じかどうか知りませんが、民

主党がそういうふうな取り調べに対する録音とか録画云々というところに対して、政権与党の態度は国会ではどうでしたかね。そこまでは御承知でしょうか。

○横内警察本部長 申しわけございません。国会での議論までは承知をしておりません。

○小杉直委員 まず県警のトップの本部長が心配要らないというような方向性の話ですから、私もそれは一応承知はしますけれども、私は、これは大丈夫かなと。さらにまた調べが、非常に治安が悪化する中で心配するわけですが、どうぞひとつ運用について今までどおりの調べが適正に行われているわけですから、熊本県警においては運用についてはきちんとした的確な指導と方向性でよろしく願いますということ、要望にかえておきます。

○松村昭委員 教育委員会にちょっとお尋ねしますが、指導力強化研修費というのが上がっておりますが、これはもう何年目ですかね、研修を初めてから3年目ぐらいになるんですかね、2、3年になりますか。その成果がどうか、その辺をひとつ教えてください。

それから、年間何人ぐらいここに研修に行っておるのか。

それからもう一つは、農業高校関係で生産物をつくっておりますね。これは生産されたものは、みんな金にかえられたものは、県の収入ですか。県の収入として入る。それはそれでいいんですが、例えば、ある高校では、南陵高校あたりでは焼酎は、これは財務局の管轄なんです、焼酎を何年もかかって醸造するというようなことを許可して、そして醸造しているんですが、できた品物が先が全然見えない。国の方でも随分いろいろ話しておりますけれども、まだ一向に見えてこないということなんです、これは今、農業高校あたりの研修をさせるということになれば、

やはり経営まで教えてもいいはずですから、生産されたものがどういうふうな、しかもその品物がそのままそっくり流されるような状態ではもったいない話ですから、米焼酎あるいは芋焼酎ですからね。そういうものを今後、教育の中で生かしていく、付加価値をつけていく、学校教育の経営を教える上でどう考えているのかということが私はいつも問題だと思っております、これは県の教育長では答えをいただくということではできないと思いますが、今後、文部科学省と話をさせていただいて、そういうものを、今言ったようなことで、縦割りの典型的なものだと思うんですが、財務省は許可しないんですよ。随分と話をさせたんですが、できないということなんです、そういうものをやっぱり文部科学省サイドで財務省と折衝しながら、教育で生産されたものをどう生かしていくかということについて、教育長が少し打ち合わせをいただければと思いますが、これは答えをくださいというわけにはいかんと思うので、今答えは出ないと思いますので、努力をいただきたいと要望しておきます。

それから、さっきの研修については、研修される先生については、お答えをいただきたいと思います。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

指導力不足の先生に対しましては、うちは指導力強化研修ということで、平成15年からやっております。基本的には、指導力を回復して学校現場に自信を持って帰っていただくということでやっております。

平成18年度までの対象となりました人間でございますけれども、15年から18年度でございますけれども、一応受講決定者が39名おりました。その中で退職された方それから休職された方が2人いまして、実際に研修を受講された方は37名でございます。

その37名のうちのお二人が途中で退職、お一人が今休職されております。

そして、決定としまして復帰困難ということで2人取りまして、計37名中32名が現場に帰っております。

では、実際にどういう状態かと申しますと、市町村教育委員会や学校からの報告によりますと、この研修を受けて指導力等が非常に上がってきた、そういうことで、授業もわかる授業ができた。生徒のコミュニケーションも非常によくなって、生徒指導もきちんとできていると。ときには、ほかの先生が見習うような、きちんとした態度が見られる。また部活動で、県大会でも非常に優秀な成績を上げている、そういう話もきておりまして、この研修の成果が非常に出ているんじゃないかと思っております。

もちろん、幾分かの課題のある先生に対しましては、学校、市町村教委から指導・観察等を行っていただくということでございます。

○松村昭委員 はい、ありがとうございます。

成果が上がっているということですね。非常にいいことだと思いますが、新規の先生になった人たちは、やっぱり皆さん方から採用されるという難しい問題があると思うんですね。しかも現場におりながら、いろんな変化の中で対応できずに、そういう人たちができてくる。指導力不足というのは、いろいろあると思うんですが、そういう人たちの指導力強化を日ごろからやっぱりやっておられると思いますが、今後もやっぱり、そういう人たちが出ないように、1年間というのはむだな話ですよ。ですから、そういう人たちが、結局30何名の人々が講習に行けば、それだけ臨採でしなければいかんということですから、人件費もどっちも要するという、負担が両方になる。経済的に見ても相当なマイナス。そう

いうことを考えて、やっぱり強力な指導を日ごろからやっていただくようお願いしたいというふうに思います。これは要望です。以上です。

○倉重剛委員 実は高校再編成について、いろいろ申し上げたいことがたくさんあるわけです。また、質問もあるんですけども、選挙が絡んでいるのでそれ以上のことは申し上げませんけれども。

今日まで大変大きな予算を使いながら、長い年月をかけてきて、もう目の前ということになってきましたね。

一つだけ、やっぱり教育長の姿勢というものを聞いておきたいんですけども、私は、正直言って個人的には非常に支持しておるんです、正直言って。地域からも、いろいろありますけれどもね。不転の決意で本当にやっていくのかという、そこら辺の決意だけちょっと教えていただきたい。それは私、個人的にですよ。非常に期待をしているところがあるものだから。しかし選挙があるので、それ以上のことは申し上げないのですね。どうですか。本当は質問の内容はたくさんあるんですよ、それは言われなくてもね。

○柿塚教育長 私は、もう御存じのように教育委員会の事務局の長として教育長を拝命している人間でございます。教育委員会で決議された案件でございますので、私は教育長として事務方を引っ張っていく、その職責というのは私が当然果たしていくべきだという認識を持ち、今までもやってきましたし、今後、先ほど平野先生の御質問にもありましたように、精いっぱい理解を求めながら、そして委員会の考えを申し上げながらやっていかなければならない事案だと、私は認識しております。

○倉重剛委員 はい、わかりました。結構です。頑張ってください。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、議案第23号、第29号、第33号及び第72号から第76号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第23号ほか7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号ほか7件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から第6号までについて、執行部から前委員会以降の状況の説明をお願いします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 整備推進室長の後藤です。よろしく、お願いいたします。

請第1号、請第4号、請第5号及び請第6号は、県立高等学校再編整備等基本計画に関する請願でございます。

請第1号は、基本計画等で前期実施としている矢部高校と蘇陽高校の再編等を中期以降とし、地元との協議を深めることなどを求めるものです。請第4号は、八代市東高校定時制課程の存続を求めるもの、請第5号は、阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、請第6号は、再編対象校の関係者と熊本県教育委員会の間で地域協議会を設置することなどを求めるものでございます。

それでは、さきの12月議会後の県立高校の再編をめぐる動きについて、御報告いたします。

議事次第5の報告事項として説明を予定しておりました③の「県立高等学校の再編整備等について」を、ここで説明いたしまして状況説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

3つのパンフレットがございます。昨年12月の本委員会場で、氷室委員から選択科目やそれに伴う教職員配置の問題があり、小中学校とは違い、少人数では高校教育は難しいというようなことを、理解しやすいように広報の内容を工夫してはどうかという御指摘がありました。

御指摘のようなことにつきましては、各種説明会等で事務局から説明してきておりますけれども、今回の計画を機に、御指摘を踏まえて3種の広報資料を作成しておりますので、御報告させていただきます。

1つ目は、「県立高等学校再編基本計画概要」という、緑がかったリーフレットでございます。12月7日に県内の小・中・高すべての保護者など約22万人に配布しております。

表をめくりまして左側のページの下の方に、県立高校の再編整備の必要性をまとめております。

②の学習選択幅の拡大などお話しして、高校は中学と異なり各教科が複数の科目に分かれ、それぞれの専門の先生が必要です。また、高校では必修履修科目が全体の授業時間数の約4割にとどまり、そのほかは各学校が独自に生徒の進路希望などに応じて、各教科、科目の授業を行うこととなりますので、生徒・先生が少なくなると、その開設科目数が限られ、生徒の多様な興味・関心・進路希望などにこたえにくくなるというふうにするしているほか、青囲みの線の中で、適正な学校規模を確保する必要性をしるしてあります。

なお、このリーフレットは昨年の12月に配りましたけれども、今度2月1日に熊本県高校再編市町村等連絡協議会から、再編統合の対象校の生徒募集を妨害するために県教委はこのリーフレットを配ったのではないかというふうに言われておりますけれども、そのような意図は全くございませんで、これは説明会とかパブリックコメント、県民の皆様からできるだけこの周知を図ってほしいという意見を受けたものであります。

それから2つ目に、ちょっと赤みがかかったもので「教育くまもと」というものを配っております、これは県内のすべての教職員など教育関係者2万4,000人にお配りしております。

それから、もう一つ大きなものでございまして、「ばとん・ぱす」という、これは1月21日に県内の小中学校のすべての保護者など約20万人に配布しておりますけれども、これは開いていただいて、見開きで特集を組んでおりますけれども、左側の中ほどに理科を例に挙げまして、中学校と高校の教科の違い、中学校では1科目が高校では11科目に分かれると。さらに、その下で赤のところ、授業時間数について中学校では選択教科が1割であるけれども、高校では6割程度になりまして、その右側の補足の中で、先ほど説明しました内容につきまして、より詳しく説明しているところでございます。

昨年9月の委員会でも御報告しましたとおり、これまでできる限りの周知広報に努めてまいりましたけれども、今回、計画決定を機に委員の御指摘も踏まえて改めて周知を図ったものでございます。以上、報告いたします。

以上で、御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。平野委員。

○平野みどり委員 今回の高校の募集定員と応募される方たちの数等が出ておりましたけれども、統廃合が予定されている地域の方々にはなかなか、検討されているというか、少しでも地域の学校を残そうというような数にあらわれているのかなというふうにも思いますけれども、そこら辺はどういうふうに今回分析されていらっしゃるのでしょうか。教育長でも、どちらでも結構です。

○後藤高校整備政策監 20年度の入学者数については、まだ固まったところではございませんけれども、2月22日出願変更後の状況からは、この計画で再編統合とされた高校につきましては若干の改善が見られるというふうに思っております。

しかしながら、定員を満たしてないところが多々ございますし、あるいは県立高等学校教育整備推進協議会いわゆる整備協の報告で、下限の目安とされております1学年4学級、すなわち120人を超える出願まではなかなか厳しいという状況でございまして、現段階でこれについて、再編統合について再考する状況にはないというふうに考えております。

ただし、これにつきましては前期計画でも述べておりますように、20、21年度の状況も見たいというふうにしておりますので、21年度の動向等につきましても注視していきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 本当に地域の切実な思いが微増にあらわれているなど、私はもう受けとめたんですね。やはり、この「教育くまもと」で吉永先生がおっしゃっているように、やはり子供のためというのを最優先に考えていただきたいなど。一方、行財政改革の県の取り組みの中でも高校再編という形で出ているように、やはり「ここのか」という思いもします。ですから、ぜひ新知事ともそこら

辺を本当に丁寧に取り組んで話をさせていただきたいなということを、最後に要望としてつけ加えさせていただきます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第1号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号については、いかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りします。

請第4号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第5号については、いかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りします。

請第5号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号については、いかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第6号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、執行部から報告の申し出が3件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を一括して受けたいと思います。

それでは、報告1の説明をお願いします。松本警務課長。

○松本警務課長 警務課長の松本です。

警察本部所管の行財政改革の取り組みにつきまして、お手元に配付しました報告資料「警察本部における平成20年度行財政改革の取り組みについて」に基づき、御説明いたします。資料1ページをお願いいたします。

行政改革における取り組み事項。治安情勢等に応じた警察署、交番及び駐在所の管轄区域の見直しについてであります。県民が、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪情勢や交通環境等の変化、人口の推移、住民の利便性、さらには市町村合併等の

動向も踏まえながら、警察業務をより効果的・効率的に遂行できるよう、管轄区域の見直しを推進しているところであります。

来月には松島有料道路の建設等に伴う観光施設における事件・事故の増発に対応するため、天草警察署管内の赤崎駐在所と島子駐在所を統合いたしまして、観光施設のそばに複数の警察官が勤務する天草有明駐在所を新設いたします。

平成20年度も、限られた警察力を全県的な観点から、いかに効果的・効率的に配置運営をしていくかとの視点に立ちまして組織体制の見直しを推進し、引き続き検討を行っていくことにしております。

次に、2ページにあります県出資団体等の見直しについて御説明いたします。

警察本部が所管いたします県出資団体は、財団法人熊本県暴力追放協議会であります。

「県出資団体等に対する県の関与に関する指針」に基づきまして、警察本部所管の県出資団体等に対する県の関与見直し実行計画を策定しまして、平成17年度から21年度までを実施期間といたしまして、単年で32万円、累計で160万円の県費支出の削減等を予定しております。

見直し実行計画の推進に当たりましては、団体の公共性を損なうことのないよう十分に配慮しながら取り組んでまいります。

次に、「熊本県民間活力活用指針」に基づく全庁的な民間委託等の推進についてであります。平成18年6月から、新たな違法駐車対策法制が施行されまして、違法駐車対策業務の一部を民間委託しております。これまで単年ごとの入札による委託契約を行っておりますが、総合評価競争入札による複数年度の外部委託により、公共サービスの質の維持向上と、経費削減を目的とした提案応募型アウトソーシングの導入に向け、現在検討中であります。

最後に、財政改革における警察本部の取り

組み事項について、御説明いたします。

財団法人熊本県職員互助会等が行う福利厚生事業の事業内容の全般的な見直しにおきまして、県警の福利厚生事業費として予算化してきました警察職員互助会等補助金につきましては、平成20年度から廃止されることとなっております。

平成20年度におきましても、行財政改革の必要性、重要性を認識し、平成20年度実施計画に基づき、警察本部における行財政改革に取り組んでまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○吉村教育政策課長 教育政策課の吉村でございます。

お手元の「教育庁における平成20年度の行政改革の取り組みについて」とタイトルが付いている資料に沿いまして、簡潔に御説明いたします。

まず、1行政改革の組織体制の見直しでございますが、県立高校の再編整備に向けた取り組みとして、昨年10月に策定しました計画に沿って、入学者数の変化等を見きわめながら再建整備の準備を進めるとともに、中期実施準備計画を策定することとしております。

2ページに移りまして、教育事務所の見直しにつきましては、教育事務所が行っている公立小中学校教職員の庶務事務を本庁に集中化することとし、給与支給事務等を本年4月から、旅費事務を来年度から実施する準備を進めております。

また、近く決定する教育事務所の見直し方針では、県下全体の教育水準の維持向上に必要な指導業務については残しますが、その他の業務については本庁への集中あるいは市町村教育委員会への移行を検討しております。

次の業務の見直しのうち職員住宅につきましては、平成20年度倉岳高校職員住宅の一部を廃止することとしております。

それから、利用率が低い公の施設につつま

しては、天草青年の家などの青少年教育施設に平成21年度から指定管理者制度を導入するための準備を進めるとともに、利用率向上の観点から、利用対象者の拡大と使用料の見直しを行います。

次に、3ページに移りまして、民間委託の推進につきましては、菊池農業高校寄宿舎の給食業務につきましては、サービスの向上や経費削減等を目的とした提案公募型アウトソーシングの導入を検討いたします。

次に、2の財政改革の歳入構造の見直しでございますが、新たな歳入確保策の一環としまして、県立体育施設への広告表示を導入しております。

次に、歳出構造の見直しでは、教職員の諸手当を見直すこととしております。

4ページの意識改革におきましては、教職員の資質・能力の向上等を図るため、平成18年度に導入した人事評価制度を県内の公立小中学校、県立学校で引き続き実施して浸透を図るとともに、教職員研修につきましても見直し指針に沿って検証を加えながら、さらに見直しを進めてまいります。

以上、簡単でございますが、行財政改革の取り組みについての報告を終わります。

引き続き、教育振興基本計画(仮称)の策定状況について説明いたします。資料は、お手元の「仮称」と書いてある資料をお願いいたします。

これは、教育基本法第17条に基づき策定するものですが、国の動きが当初予定から大幅におくれておりまして、3月末に中央教育審議会特別部会の答申、年度内に計画策定の運びになる予定と聞いております。

県では、昨年5月に教育委員会、知事部局及び警察本部の32課から成る幹事会を立ち上げて、これまで4回の会議を開催しております。この間、教育におけるさまざまな課題を明らかにするとともに、教育にかかわる県民意識を集約するためにアンケート調査を実施

しております。また、専門的立場からの御意見をいただくために、学識経験者や教育関係者で構成する検討委員会の第1回会議を1月末に開催しております。メンバーは、表の下の委員名簿記載のとおりでございます。

今後、3月末の国の答申等を受けて、これを参酌しながら、検討委員会及び3つの専門部会を開催して、計画素案づくりを進め、広く県民の皆様の御意見を反映させ、20年度内に計画を公表したいと考えております。

次に、2ページをごらんいただきます。

これは、昨年11月に国が公表した検討に当たっての基本的な考え方と重点的に取り組むべき事項についての概要を一覧表にしたものでございます。

計画のねらいは、改正された教育基本法の趣旨を踏まえ、10年先を見越した施策の基本的方向と、5年間に取り組むべき施策を示すこととでございます。

また、重点的に取り組むべき事項として4つの柱が掲げられておりまして、1つは社会総がかりの教育、2は学校等を中心とした基礎的な教育、3は大学等における高度な教育や研究、4は教育環境の整備というふうに分けられております。

次の3ページから4ページにかけまして、アンケート調査の一部を載せております。調査の目的や対象等は冒頭に記載しているとおりでございますけれども、学校関係者のみならず県政モニターの方からの回収率も非常に高く、教育問題の関心の高さを伺うことができるかと思っております。

個別の説明は、長くなりますので省略いたしますけれども、そのほかにもたくさんの項目についてお尋ねしておりますので、詳しくはお手元にお配りしております冊子「アンケート調査について」という、56ページにわたりますけれども、ごらんいただきたいと思っております。

この冊子の構成でございますけれども、3

ページ以下に児童生徒に対するもの、11ページ以下に保護者に対するもの、25ページ以下に教職員に対するもの、それから35ページ以下に県政モニターに対するアンケート結果を載せておりました、45ページ以下では同一または類似の質問についての対象者ごとの比較を行っております。

最後に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

熊本県教育振興基本計画(仮称)案の現在のイメージを示しております。情報化や国際化の進展、少子高齢化の進行など、教育をめぐる状況が変化し、さまざまな課題が生じております。このような教育課題を解決し、教育全般の振興を図るための基本的理念や目標を検討してまいります。

具体的施策としては、1としまして学校教育の充実、2としまして教育環境の整備、3は高等教育等の振興、4は社会全体の教育力の向上、5は熊本の文化活動、6はスポーツ振興に、一応分けております。これは国の計画等の関係もございますし、今後アンケートの結果あるいは検討委員会の審議等を踏まえ、必要な修正を行っていく予定でございます。

それから、策定後の計画推進に当たりましては、各教育機関や県民の皆様方とのパートナーシップはもとより、知事部局との連携を図りながら政策評価を実施しながら進行管理を行ってまいりたい、こう考えております。

以上、今回の状況報告でございます。よろしくお願いたします。

○吉永和世委員長 報告事項3につきまして、継続中の請第1号ほか3件の請願を審査する際に報告がっておりますので、この場での説明は省略いたします。

それでは、報告が終了しましたので質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。はい、小杉委員。

○小杉直委員 1点だけ県警の松本課長にお尋ねですが、この財団法人熊本県暴力追放協議会に対する見直しで、毎年32万円の削減で、5カ年で合計160万円ですね。

それで、先般、鹿児島では暴力団追放の会長がやっぱり刺された事件とか、数日前は北九州でまた拳銃使用の射殺事件が暴力団関係であっておりますが、熊本県の暴力追放協議会も、私の知る限りでは寄附金とか賛助金で、そういうことで厳しい運営をしよるといふうに聞いておりますが、これは暴力団にかかわる県民の個々のよりどころ的なところもあるわけですね。それで、こうやって予算を削らんとはいけませんかね。

○松本警務課長 確かに暴力団の情勢等からしますと、暴力追放協議会というのは、意識の啓発というのは非常に重要なところであります。確かに県費としては削っておりますけれども、暴力追放協議会、自治体保証とか県の方も削減しているとはいいいながらも出資しております、そのほかの賛助金と合わせますと年間3,700万円の予算を持っているところであります。そういった予算を有効に活用しながら、暴力追放の意識啓発等に努めてまいりたいというふうに考えております。

確かに、県の方も若干、ただいま申し上げましたように、県も5年間で160万円ほどの削減にはなっておりますけれども、その他もろもろの協賛とか自治体等の助成等もいただきながら、協議会の効果的・効率的な運営に努めていくようにしているところでございます。

○小杉直委員 全体的な総予算としては、そう減るといことは見込まれないということで、いいですか。「はい」と呼ぶ者あり)はい結構です。安心しました。

○平野みどり委員 教育庁の行財政改革の中で、教育事務所の見直しというところがございますが、お金に関する部分は本庁に集中化していくということだろうというふうに思います。市町村の教育委員会の意向という部分を、どういったことが主にあるのかということをお教えいただけたらと思います。教育事務所でやっている業務です。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

教育事務所でやっている業務についての市町村からの御意向ですが、これはやっぱり研修業務ですね。やっぱり地域とか市町村の教育のレベルを一定に保つという、そういうこと、あるいはよその管内の先生方との合同の研修会とか、そういったのが多いと思います。

○平野みどり委員 私がちょっと心配なのは、結局、市町村教育委員会も意識がまちまちだろうと。私の関係で言うと、特別推進教育の進め方云々も含めてなんですけれども、そういった部分で教育事務所がそこら辺の市町村を束ねた形での研修とかもやられていましたよね。そういう部分は市町村にまた委ねていくという形になっていくのか、市町村への今後の支援の部分はどんなふうになっていくのかなという、そういうところです。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

昨年の6月に地教行法という法律が変わりまして、市町村に対しても指導主事を置くように努めなければならないという明文が入りました。これは、これまで合併に伴って教育委員会の規模も大きくなっているというようなこともございますので、できるだけ地元教育委員会の方でそういった指導に当たられる先生も確保してほしい、そういう要請はございます。

ただ、今の財政状況は非常に厳しいということもございますので、現在の教育事務所でやっております教育水準というんですかね、その付近を保つ必要がありますので、その点については現状維持は確保したいということでございます。

○平野みどり委員 わかりました。教育事務所の存在の意義の部分で賛否いろいろありましたので、合併してそれぞれの教育委員会の温度差というのもあったらうと思いますから、そこら辺は今後も本庁の方でしっかりとフォローしていただきたいなというふうに思います。

それと、教職員人事評価制度のところですけども、本来、その人事の部分に関しましては、その教職員の資質は性差に関してないはずですけども、やはり熊本県の現状として、女性の管理職が他県に比べて少ないという部分がありますので、そこをしっかりと重く受けとめて、あるわけではないとは思いますが、やっぱり男性の視点だけでなく女性の視点での評価というか、そういう部分も加味して今後の人事評価をしていただいて、できるだけ多くその女性の管理職もあたりまえにふえていく状況をつくっていただきたいなということを、要望としてつけ加えさせていただきますので、よろしくお願ひします。以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後1時0分閉会

なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、大変お世話になりました。また委員の先生方におかれましても、御指導・御協力をいただきながら、無事に終了することができました。本当にありがとうございました。

また、執行部の皆様方も、御協力につきまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

教育委員会におかれましては、高校再編等、非常に大きな問題があるわけでございますが、私が思いますに、やはり教育の原点は「子供たちのために」だろうというふうに思っております。そういう意味においては、やはりよりよい教育環境の整備というものはなくてはならない。そういう面からいきますと、やはり高校再編整備というのは避けて通ることはできないだろうというふうに認識をいたしております。そういった意味で今後、先ほど教育長の決意も改めてお伺いしましたので安心をしておりますが、是非、よりよい教育環境整備を実現できるように、今後も頑張りたいなというふうをお願いを申し上げます。

また、警察本部におかれましては、平成16年に策定されました「熊本県警察緊急治安対策プログラム」の取り組みによりましてすばらしい結果が出ているというふうにお伺いして、本当にありがたいというふうに思っております。今後もなお治安情勢はますます厳しい状況になるだろうと思っておりますが、引き続き治安対策等に全力で当たっていただきながら、県民の安心・安全のためにお願いを申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方また執行部の皆様方に今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます、簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

午後1時2分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長